

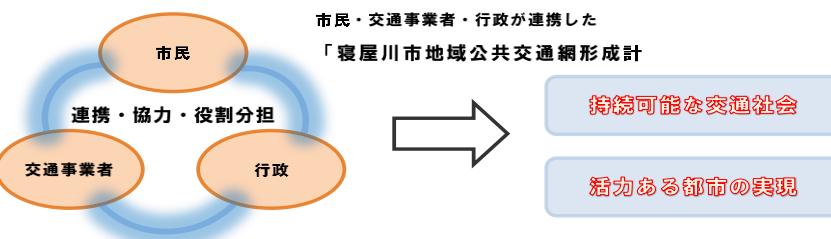
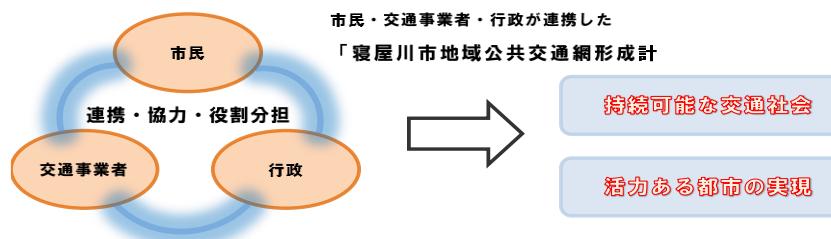
## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ	表紙
	<p>変更前</p> 
	<p>変更後</p> 

寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ	見出し	変更前	変更後
		<p><b>寝屋川市地域公共交通網形成計画</b></p> <p>平成 31(2019)年3月 寝屋川市</p>	<p><b>寝屋川市地域公共交通網形成計画</b></p> <p>平成 31(2019)年3月 (策定) 令和 6(2024)年3月 (計画期間の変更) 寝屋川市</p>

## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ	2	
変更前		変更後
1.2 計画の策定目的	<p>超高齢社会が進行するなか、自家用車の利用に依存することなく、公共交通等の各交通手段が連携した適切な役割分担のもと、寝屋川市の実情に応じた多様な交通手段について、市民、交通事業者、行政が連携・協力し、役割を明らかにすることで、持続可能な交通社会と活力ある都市の実現を目指すことを目的に、寝屋川市地域公共交通網形成計画を策定します (※市民、交通事業者、行政の役割はP.57を参照)</p>  <p>図 計画策定に関する概念図</p>	<p>超高齢社会が進行するなか、自家用車の利用に依存することなく、公共交通等の各交通手段が連携した適切な役割分担のもと、寝屋川市の実情に応じた多様な交通手段について、市民、交通事業者、行政が連携・協力し、役割を明らかにすることで、持続可能な交通社会と活力ある都市の実現を目指すことを目的に、寝屋川市地域公共交通網形成計画を策定します (※市民、交通事業者、行政の役割はP.57を参照)</p>  <p>図 計画策定に関する概念図</p>
1.3 計画の概要	<p>寝屋川市域全体を対象とした、公共交通の現状を踏まえ、地域特性に応じた多様な交通手段の組合せにより、持続可能な公共交通ネットワークを構築します。</p>	<p>寝屋川市域全体を対象とした、公共交通の現状を踏まえ、地域特性に応じた多様な交通手段の組合せにより、持続可能な公共交通ネットワークを構築します。</p>
1.4 計画の位置づけ	<p>寝屋川市地域公共交通網形成計画は、本市にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランと位置づけ、上位計画や関連計画との整合を図ります。</p>	<p>寝屋川市地域公共交通網形成計画は、本市にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランと位置づけ、上位計画や関連計画との整合を図ります。</p>
1.5 計画の区域	<p>本計画では、市全域を対象とします。</p>	<p>本計画では、市全域を対象とします。</p>
1.6 計画の期間	<p>本計画の期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年までの5年間とします。 なお、本計画は社会経済情勢の変化や、関連する上位計画の改定などに対応するとともに、計画の達成状況も踏まえ、必要に応じて見直しを行い、計画を改定します。</p>	<p>本計画の期間は、平成31（2019）年度から令和6（2024）年までの6年間とします。 なお、本計画は社会経済情勢の変化や、関連する上位計画の改定などに対応するとともに、計画の達成状況も踏まえ、必要に応じて見直しを行い、計画を改定します。</p>

## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ 40

変更前		変更後																															
<p><b>6. 実施する施策の内容</b></p> <table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td colspan="3">&lt;方針1&gt;公共交通サービスの維持</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td colspan="3">①現在の公共交通サービス内容の周知・普及</td></tr> <tr> <td>施策①-1</td><td colspan="3">イベントの開催（スタンプラリー・絵画展等）</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>目的</td><td colspan="3">現存の公共交通サービスの周知</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>公共交通を取り巻く状況</td><td>区分</td><td>継続・拡充</td></tr> <tr> <td>実施予定期</td><td colspan="3">平成 31(2019)年度～平成 35(2023)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td colspan="3">行政、交通事業者</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>内 容</td><td colspan="3">路線バスを利用したスタンプラリー等のイベントを実施し、現存の公共交通サービスの周知・普及を行います。  本市における公共交通サービスの周知・普及を推進するための取組みとして、平成 30(2018)年に枚方市と共に実施した「バス！のってスタンプラリー ひらかた・ねやがわ桜めぐり」のような体験イベント型の施策を継続的に実施します。また、地域や学校園・交通事業者と連携した「バス車内における絵画展の開催」などのイベントにも積極的に取り組み、現存の公共交通サービスの周知・普及を推進します。  「バス！のってスタンプラリーひらかた・ねやがわ桜めぐり」  実施内容 参加者に対し、公共交通の乗り方を学ぶ機会の提供と枚方市の素晴らしいを伝えるイベントを行っており平成 30 (2018)年度には、寝屋川市の桜を楽しめるイベントを実施し、日常の公共交通利用促進を宣伝しています。  ＜イベントの流れ＞ 公共交通（路線バス）を利用してながら、設定したスタンプポイントを巡り、スタンプを押し、枚方市駅南側にある岡東中央公園をゴールを目指します。 ○開催時期：春と秋（年2回） ○定員：500名  出典：枚方市HP  検討内容 多くの方に公共交通（バス）に慣れ親しんで頂き、公共交通の「いいところ」を知るきっかけとなるよう、地域や学校園と連携した「バス車内における絵画展」などの公共交通 PR イベントの実施について検討します。  出典：河内長野市地域公共交通網形成計画</td></tr> </table>		基本方針	<方針1>公共交通サービスの維持			方向性	①現在の公共交通サービス内容の周知・普及			施策①-1	イベントの開催（スタンプラリー・絵画展等）			目的	現存の公共交通サービスの周知			着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続・拡充	実施予定期	平成 31(2019)年度～平成 35(2023)年度			事業主体	行政、交通事業者			内 容	路線バスを利用したスタンプラリー等のイベントを実施し、現存の公共交通サービスの周知・普及を行います。  本市における公共交通サービスの周知・普及を推進するための取組みとして、平成 30(2018)年に枚方市と共に実施した「バス！のってスタンプラリー ひらかた・ねやがわ桜めぐり」のような体験イベント型の施策を継続的に実施します。また、地域や学校園・交通事業者と連携した「バス車内における絵画展の開催」などのイベントにも積極的に取り組み、現存の公共交通サービスの周知・普及を推進します。  「バス！のってスタンプラリーひらかた・ねやがわ桜めぐり」  実施内容 参加者に対し、公共交通の乗り方を学ぶ機会の提供と枚方市の素晴らしいを伝えるイベントを行っており平成 30 (2018)年度には、寝屋川市の桜を楽しめるイベントを実施し、日常の公共交通利用促進を宣伝しています。  ＜イベントの流れ＞ 公共交通（路線バス）を利用してながら、設定したスタンプポイントを巡り、スタンプを押し、枚方市駅南側にある岡東中央公園をゴールを目指します。 ○開催時期：春と秋（年2回） ○定員：500名  出典：枚方市HP  検討内容 多くの方に公共交通（バス）に慣れ親しんで頂き、公共交通の「いいところ」を知るきっかけとなるよう、地域や学校園と連携した「バス車内における絵画展」などの公共交通 PR イベントの実施について検討します。  出典：河内長野市地域公共交通網形成計画		
基本方針	<方針1>公共交通サービスの維持																																
方向性	①現在の公共交通サービス内容の周知・普及																																
施策①-1	イベントの開催（スタンプラリー・絵画展等）																																
目的	現存の公共交通サービスの周知																																
着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続・拡充																														
実施予定期	平成 31(2019)年度～平成 35(2023)年度																																
事業主体	行政、交通事業者																																
内 容	路線バスを利用したスタンプラリー等のイベントを実施し、現存の公共交通サービスの周知・普及を行います。  本市における公共交通サービスの周知・普及を推進するための取組みとして、平成 30(2018)年に枚方市と共に実施した「バス！のってスタンプラリー ひらかた・ねやがわ桜めぐり」のような体験イベント型の施策を継続的に実施します。また、地域や学校園・交通事業者と連携した「バス車内における絵画展の開催」などのイベントにも積極的に取り組み、現存の公共交通サービスの周知・普及を推進します。  「バス！のってスタンプラリーひらかた・ねやがわ桜めぐり」  実施内容 参加者に対し、公共交通の乗り方を学ぶ機会の提供と枚方市の素晴らしいを伝えるイベントを行っており平成 30 (2018)年度には、寝屋川市の桜を楽しめるイベントを実施し、日常の公共交通利用促進を宣伝しています。  ＜イベントの流れ＞ 公共交通（路線バス）を利用してながら、設定したスタンプポイントを巡り、スタンプを押し、枚方市駅南側にある岡東中央公園をゴールを目指します。 ○開催時期：春と秋（年2回） ○定員：500名  出典：枚方市HP  検討内容 多くの方に公共交通（バス）に慣れ親しんで頂き、公共交通の「いいところ」を知るきっかけとなるよう、地域や学校園と連携した「バス車内における絵画展」などの公共交通 PR イベントの実施について検討します。  出典：河内長野市地域公共交通網形成計画																																
<p><b>6. 実施する施策の内容</b></p> <table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td colspan="3">&lt;方針1&gt;公共交通サービスの維持</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td colspan="3">①現在の公共交通サービス内容の周知・普及</td></tr> <tr> <td>施策①-1</td><td colspan="3">イベントの開催（スタンプラリー・絵画展等）</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>目的</td><td colspan="3">現存の公共交通サービスの周知</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>公共交通を取り巻く状況</td><td>区分</td><td>継続・拡充</td></tr> <tr> <td>実施予定期</td><td colspan="3">平成 31(2019)年度～令和6(2024)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td colspan="3">行政、交通事業者</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>内 容</td><td colspan="3">路線バスを利用したスタンplaリー等のイベントを実施し、現存の公共交通サービスの周知・普及を行います。  本市における公共交通サービスの周知・普及を推進するための取組みとして、平成 30(2018)年に枚方市と共に実施した「バス！のってスタンplaリー ひらかた・ねやがわ桜めぐり」のような体験イベント型の施策を継続的に実施します。また、地域や学校園・交通事業者と連携した「バス車内における絵画展の開催」などのイベントにも積極的に取り組み、現存の公共交通サービスの周知・普及を推進します。  「バス！のってスタンplaリーひらかた・ねやがわ桜めぐり」  実施内容 参加者に対し、公共交通の乗り方を学ぶ機会の提供と枚方市の素晴らしいを伝えるイベントを行っており平成 30 (2018)年度には、寝屋川市の桜を楽しめるイベントを実施し、日常の公共交通利用促進を宣伝しています。  ＜イベントの流れ＞ 公共交通（路線バス）を利用してながら、設定したスタンプポイントを巡り、スタンプを押し、枚方市駅南側にある岡東中央公園をゴールを目指します。 ○開催時期：春と秋（年2回） ○定員：500名  出典：枚方市HP  検討内容 多くの方に公共交通（バス）に慣れ親しんで頂き、公共交通の「いいところ」を知るきっかけとなるよう、地域や学校園と連携した「バス車内における絵画展」などの公共交通 PR イベントの実施について検討します。  出典：河内長野市地域公共交通網形成計画</td></tr> </table>		基本方針	<方針1>公共交通サービスの維持			方向性	①現在の公共交通サービス内容の周知・普及			施策①-1	イベントの開催（スタンプラリー・絵画展等）			目的	現存の公共交通サービスの周知			着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続・拡充	実施予定期	平成 31(2019)年度～令和6(2024)年度			事業主体	行政、交通事業者			内 容	路線バスを利用したスタンplaリー等のイベントを実施し、現存の公共交通サービスの周知・普及を行います。  本市における公共交通サービスの周知・普及を推進するための取組みとして、平成 30(2018)年に枚方市と共に実施した「バス！のってスタンplaリー ひらかた・ねやがわ桜めぐり」のような体験イベント型の施策を継続的に実施します。また、地域や学校園・交通事業者と連携した「バス車内における絵画展の開催」などのイベントにも積極的に取り組み、現存の公共交通サービスの周知・普及を推進します。  「バス！のってスタンplaリーひらかた・ねやがわ桜めぐり」  実施内容 参加者に対し、公共交通の乗り方を学ぶ機会の提供と枚方市の素晴らしいを伝えるイベントを行っており平成 30 (2018)年度には、寝屋川市の桜を楽しめるイベントを実施し、日常の公共交通利用促進を宣伝しています。  ＜イベントの流れ＞ 公共交通（路線バス）を利用してながら、設定したスタンプポイントを巡り、スタンプを押し、枚方市駅南側にある岡東中央公園をゴールを目指します。 ○開催時期：春と秋（年2回） ○定員：500名  出典：枚方市HP  検討内容 多くの方に公共交通（バス）に慣れ親しんで頂き、公共交通の「いいところ」を知るきっかけとなるよう、地域や学校園と連携した「バス車内における絵画展」などの公共交通 PR イベントの実施について検討します。  出典：河内長野市地域公共交通網形成計画		
基本方針	<方針1>公共交通サービスの維持																																
方向性	①現在の公共交通サービス内容の周知・普及																																
施策①-1	イベントの開催（スタンプラリー・絵画展等）																																
目的	現存の公共交通サービスの周知																																
着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続・拡充																														
実施予定期	平成 31(2019)年度～令和6(2024)年度																																
事業主体	行政、交通事業者																																
内 容	路線バスを利用したスタンplaリー等のイベントを実施し、現存の公共交通サービスの周知・普及を行います。  本市における公共交通サービスの周知・普及を推進するための取組みとして、平成 30(2018)年に枚方市と共に実施した「バス！のってスタンplaリー ひらかた・ねやがわ桜めぐり」のような体験イベント型の施策を継続的に実施します。また、地域や学校園・交通事業者と連携した「バス車内における絵画展の開催」などのイベントにも積極的に取り組み、現存の公共交通サービスの周知・普及を推進します。  「バス！のってスタンplaリーひらかた・ねやがわ桜めぐり」  実施内容 参加者に対し、公共交通の乗り方を学ぶ機会の提供と枚方市の素晴らしいを伝えるイベントを行っており平成 30 (2018)年度には、寝屋川市の桜を楽しめるイベントを実施し、日常の公共交通利用促進を宣伝しています。  ＜イベントの流れ＞ 公共交通（路線バス）を利用してながら、設定したスタンプポイントを巡り、スタンプを押し、枚方市駅南側にある岡東中央公園をゴールを目指します。 ○開催時期：春と秋（年2回） ○定員：500名  出典：枚方市HP  検討内容 多くの方に公共交通（バス）に慣れ親しんで頂き、公共交通の「いいところ」を知るきっかけとなるよう、地域や学校園と連携した「バス車内における絵画展」などの公共交通 PR イベントの実施について検討します。  出典：河内長野市地域公共交通網形成計画																																

## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ 41

変更前		変更後																																	
<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td colspan="3">&lt;方針1&gt;公共交通サービスの維持</td></tr> <tr> <td>方 向 性</td><td colspan="3">①現在の公共交通サービス内容の周知・普及</td></tr> <tr> <td>施策①-2</td><td colspan="3">ICカード・ポイントサービスの普及促進</td></tr> </table>		基本方針	<方針1>公共交通サービスの維持			方 向 性	①現在の公共交通サービス内容の周知・普及			施策①-2	ICカード・ポイントサービスの普及促進			<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td colspan="3">&lt;方針1&gt;公共交通サービスの維持</td></tr> <tr> <td>方 向 性</td><td colspan="3">①現在の公共交通サービス内容の周知・普及</td></tr> <tr> <td>施策①-2</td><td colspan="3">ICカード・ポイントサービスの普及促進</td></tr> </table>		基本方針	<方針1>公共交通サービスの維持			方 向 性	①現在の公共交通サービス内容の周知・普及			施策①-2	ICカード・ポイントサービスの普及促進										
基本方針	<方針1>公共交通サービスの維持																																		
方 向 性	①現在の公共交通サービス内容の周知・普及																																		
施策①-2	ICカード・ポイントサービスの普及促進																																		
基本方針	<方針1>公共交通サービスの維持																																		
方 向 性	①現在の公共交通サービス内容の周知・普及																																		
施策①-2	ICカード・ポイントサービスの普及促進																																		
<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td colspan="3">ICカード制度を利用した公共交通サービスの普及促進</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>公共交通を取り巻く状況</td><td>区分</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>実施予定時期</td><td colspan="3">平成31(2019)年度～平成35(2023)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td colspan="3">行政、交通事業者</td></tr> </table>		目的	ICカード制度を利用した公共交通サービスの普及促進			着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続	実施予定時期	平成31(2019)年度～平成35(2023)年度			事業主体	行政、交通事業者			<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td colspan="3">ICカード制度を利用した公共交通サービスの普及促進</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>公共交通を取り巻く状況</td><td>区分</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>実施予定時期</td><td colspan="3">平成31(2019)年度～令和6(2024)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td colspan="3">行政、交通事業者</td></tr> </table>		目的	ICカード制度を利用した公共交通サービスの普及促進			着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続	実施予定時期	平成31(2019)年度～令和6(2024)年度			事業主体	行政、交通事業者		
目的	ICカード制度を利用した公共交通サービスの普及促進																																		
着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続																																
実施予定時期	平成31(2019)年度～平成35(2023)年度																																		
事業主体	行政、交通事業者																																		
目的	ICカード制度を利用した公共交通サービスの普及促進																																		
着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続																																
実施予定時期	平成31(2019)年度～令和6(2024)年度																																		
事業主体	行政、交通事業者																																		
<p><b>内 容</b></p> <p>平成30(2018)年1月31日で磁気カードが利用終了となったことから、ICカードの普及促進とともに、ポイントサービス（バス利用者に対しポイントを付与することにより、ICカードの利用促進を図る。）について、引き続き、ホームページや広報誌等で周知を行い、公共交通の利用促進を図ります。</p> <p>京阪バスでは、ICカードの利用促進のために、ICOCAで京阪グループのバスを利用する場合に10円毎に1ポイントを付与、また、運賃以上のポイントが貯まっている場合はカード残額の代わりに自動的にポイントで精算ポイントをサービスする等の取組を実施しています。</p> <p>本市においては、今後も引き続き交通事業者と連携して、これらのサービスをホームページや広報誌、回観板などを通じて幅広い世帯の市民に周知し、公共交通サービスの利用促進を図ります。</p> <p><b>ポイントサービス(事前登録要)</b></p> <p>対象の交通系 IC カード (ICOCA) で、京阪バス、京阪京都交通、京都京阪バス、江若交通をご利用いただくと、運賃の 10%分をポイントとして付与するサービスです。</p> <p>例えば、バス料金 230 円の区間を 1 回利用すると、23 ポイントが付与されます。この区間を 10 回利用すると、230 ポイントとなり、230 円区間がポイントで利用することができます。運賃の10%分をポイントとして還元します。</p> <p>運賃以上のポイントがたまれば、自動的にポイントで精算します。</p> <p><b>ICOCA ポイントリーピスって？</b></p> <p>運賃以上のポイントがたまれば、自動的にポイントで精算します。運賃以上のポイントがたまれば、自動的にポイントで精算します。運賃以上のポイントがたまれば、自動的にポイントで精算します。</p> <p><b>(ポイントがたまると)</b> <b>ポイント</b> &gt; <b>運賃</b></p> <p><b>(ポイントを貯めると)</b> <b>ポイント</b> ≥ <b>運賃</b></p> <p><b>ICOCA ポイントサービスをご利用いただく事前に会員登録が必要です。</b></p> <p>登録方法 ①インターネットで登録 <a href="https://kelhan-buspoint.jp">https://kelhan-buspoint.jp</a> ②窓口で登録 ※近畿・近江・北陸圏で登録 ※各社会員登録の手順を参考</p> <p><b>京阪バスで全国の交通系ICカードがご利用になります。</b></p> <p>事前にチャージ(入金)が必要です。</p> <p><b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b></p> <p>出典：京阪バスご利用ガイドブック</p>		<p><b>内 容</b></p> <p>平成30(2018)年1月31日で磁気カードが利用終了となったことから、ICカードの普及促進とともに、ポイントサービス（バス利用者に対しポイントを付与することにより、ICカードの利用促進を図る。）について、引き続き、ホームページや広報誌等で周知を行い、公共交通の利用促進を図ります。</p> <p>京阪バスでは、ICカードの利用促進のために、ICOCAで京阪グループのバスを利用する場合に10円毎に1ポイントを付与、また、運賃以上のポイントが貯まっている場合はカード残額の代わりに自動的にポイントで精算ポイントをサービスする等の取組を実施しています。</p> <p>本市においては、今後も引き続き交通事業者と連携して、これらのサービスをホームページや広報誌、回観板などを通じて幅広い世帯の市民に周知し、公共交通サービスの利用促進を図ります。</p> <p><b>ポイントサービス(事前登録要)</b></p> <p>対象の交通系 IC カード (ICOCA) で、京阪バス、京阪京都交通、京都京阪バス、江若交通をご利用いただくと、運賃の 10%分をポイントとして付与するサービスです。</p> <p>例えば、バス料金 230 円の区間を 1 回利用すると、23 ポイントが付与されます。この区間を 10 回利用すると、230 ポイントとなり、230 円区間がポイントで利用することができます。運賃の10%分をポイントとして還元します。</p> <p>運賃以上のポイントがたまれば、自動的にポイントで精算します。</p> <p><b>ICOCA ポイントリーピスって？</b></p> <p>運賃以上のポイントがたまれば、自動的にポイントで精算します。運賃以上のポイントがたまれば、自動的にポイントで精算します。運賃以上のポイントがたまれば、自動的にポイントで精算します。</p> <p><b>(ポイントがたまると)</b> <b>ポイント</b> &gt; <b>運賃</b></p> <p><b>(ポイントを貯めると)</b> <b>ポイント</b> ≥ <b>運賃</b></p> <p><b>ICOCA ポイントサービスをご利用いただく事前に会員登録が必要です。</b></p> <p>登録方法 ①インターネットで登録 <a href="https://kelhan-buspoint.jp">https://kelhan-buspoint.jp</a> ②窓口で登録 ※近畿・近江・北陸圏で登録 ※各社会員登録の手順を参考</p> <p><b>京阪バスで全国の交通系ICカードがご利用になります。</b></p> <p>事前にチャージ(入金)が必要です。</p> <p><b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b> <b>ICOCA</b></p> <p>出典：京阪バスご利用ガイドブック</p>																																	

## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ 42

変更前		変更後																															
<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td colspan="2">&lt;方針1&gt;公共交通サービスの維持</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td colspan="2">①現在の公共交通サービス内容の周知・普及</td></tr> <tr> <td>施策①-3</td><td colspan="2">実施事業の継続および周知徹底</td></tr> </table>		基本方針	<方針1>公共交通サービスの維持		方向性	①現在の公共交通サービス内容の周知・普及		施策①-3	実施事業の継続および周知徹底		<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td colspan="2">&lt;方針1&gt;公共交通サービスの維持</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td colspan="2">①現在の公共交通サービス内容の周知・普及</td></tr> <tr> <td>施策①-3</td><td colspan="2">実施事業の継続および周知徹底</td></tr> </table>		基本方針	<方針1>公共交通サービスの維持		方向性	①現在の公共交通サービス内容の周知・普及		施策①-3	実施事業の継続および周知徹底													
基本方針	<方針1>公共交通サービスの維持																																
方向性	①現在の公共交通サービス内容の周知・普及																																
施策①-3	実施事業の継続および周知徹底																																
基本方針	<方針1>公共交通サービスの維持																																
方向性	①現在の公共交通サービス内容の周知・普及																																
施策①-3	実施事業の継続および周知徹底																																
<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td colspan="2">交通弱者や重度障害者の移動支援と行政手続きの円滑化</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>公共交通を取り巻く状況</td><td>区分</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>実施予定期</td><td colspan="3">平成31(2019)年度～平成35(2023)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td colspan="3">行政、交通事業者</td></tr> </table>		目的	交通弱者や重度障害者の移動支援と行政手続きの円滑化		着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続	実施予定期	平成31(2019)年度～平成35(2023)年度			事業主体	行政、交通事業者			<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td colspan="2">交通弱者や重度障害者の移動支援と行政手続きの円滑化</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>公共交通を取り巻く状況</td><td>区分</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>実施予定期</td><td colspan="3">平成31(2019)年度～令和6(2024)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td colspan="3">行政、交通事業者</td></tr> </table>		目的	交通弱者や重度障害者の移動支援と行政手続きの円滑化		着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続	実施予定期	平成31(2019)年度～令和6(2024)年度			事業主体	行政、交通事業者		
目的	交通弱者や重度障害者の移動支援と行政手続きの円滑化																																
着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続																														
実施予定期	平成31(2019)年度～平成35(2023)年度																																
事業主体	行政、交通事業者																																
目的	交通弱者や重度障害者の移動支援と行政手続きの円滑化																																
着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続																														
実施予定期	平成31(2019)年度～令和6(2024)年度																																
事業主体	行政、交通事業者																																
<p><b>内 容</b></p> <p>本市で利用可能な交通モードについて、ホームページや広報誌、回観板などを通じて幅広い世帯の市民に周知することで、交通弱者や重度障害者の社会参加を促し、公共交通の利用促進を図るとともに、市民の行政手続きの円滑化を推進していきます。</p> <p>福祉対応車両タクシーの利用促進や重度障害者の日常の利便と社会参加の促進を図るため、本市で利用可能な交通モードについて、ホームページや広報誌等で周知を行います。</p> <p>また、開庁時に本庁舎と総合センター等との間で行政手続きがスムーズに行えるよう施設間アクセスとしてシャトルバスの運行を継続します。</p> <p><b>福祉対応車両タクシー</b></p> <p>福祉対応車両タクシーは一人で外出することが困難な高齢者や障害のある人をサポートする車両で年齢制限はありません。</p> <p>○福祉対応車両タクシー例  出典：日本タクシーハンブック</p> <p>○福祉対応車両タクシー利用状況  出典：日本タクシーハンブック</p> <p><b>重度障害者（児）タクシー基本料助成事業</b></p> <p>在宅の重度障害者（児）の日常の利便と社会参加の促進を図るため、タクシー基本料金の助成を実施しています。</p> <p><b>重度障害者等移動支援事業</b></p> <p>車椅子を使用しなければ移動することが困難な重度障害者に対し、外出を支援するための車椅子用自動車による移動支援を行うことで、障害者の地域での自立した生活の推進を図っています。</p> <p><b>シャトルバスの概要</b></p> <p>開庁時に本庁舎と総合センター等との間で行政手続きがスムーズに行えるよう、施設間アクセスとしてシャトルバスを運行しています。</p>		<p><b>内 容</b></p> <p>本市で利用可能な交通モードについて、ホームページや広報誌、回観板などを通じて幅広い世帯の市民に周知することで、交通弱者や重度障害者の社会参加を促し、公共交通の利用促進を図るとともに、市民の行政手続きの円滑化を推進していきます。</p> <p>福祉対応車両タクシーの利用促進や重度障害者の日常の利便と社会参加の促進を図るため、本市で利用可能な交通モードについて、ホームページや広報誌等で周知を行います。</p> <p>また、開庁時に本庁舎と総合センター等との間で行政手続きがスムーズに行えるよう施設間アクセスとしてシャトルバスの運行を継続します。</p> <p><b>福祉対応車両タクシー</b></p> <p>福祉対応車両タクシーは一人で外出することが困難な高齢者や障害のある人をサポートする車両で年齢制限はありません。</p> <p>○福祉対応車両タクシー例  出典：日本タクシーハンブック</p> <p>○福祉対応車両タクシー利用状況  出典：日本タクシーハンブック</p> <p><b>重度障害者（児）タクシー基本料助成事業</b></p> <p>在宅の重度障害者（児）の日常の利便と社会参加の促進を図るため、タクシー基本料金の助成を実施しています。</p> <p><b>重度障害者等移動支援事業</b></p> <p>車椅子を使用しなければ移動することが困難な重度障害者に対し、外出を支援するための車椅子用自動車による移動支援を行うことで、障害者の地域での自立した生活の推進を図っています。</p> <p><b>シャトルバスの概要</b></p> <p>開庁時に本庁舎と総合センター等との間で行政手続きがスムーズに行えるよう、施設間アクセスとしてシャトルバスを運行しています。</p>																															

## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ 43

変更前		変更後																					
<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td>◇方針1 &gt;公共交通サービスの維持</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td>②高齢者の公共交通への転換</td></tr> <tr> <td>施策②-1</td><td>運転免許証自主返納の促進</td></tr> </table>		基本方針	◇方針1 >公共交通サービスの維持	方向性	②高齢者の公共交通への転換	施策②-1	運転免許証自主返納の促進	<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td>◇方針1 &gt;公共交通サービスの維持</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td>②高齢者の公共交通への転換</td></tr> <tr> <td>施策②-1</td><td>運転免許証自主返納の促進</td></tr> </table>		基本方針	◇方針1 >公共交通サービスの維持	方向性	②高齢者の公共交通への転換	施策②-1	運転免許証自主返納の促進								
基本方針	◇方針1 >公共交通サービスの維持																						
方向性	②高齢者の公共交通への転換																						
施策②-1	運転免許証自主返納の促進																						
基本方針	◇方針1 >公共交通サービスの維持																						
方向性	②高齢者の公共交通への転換																						
施策②-1	運転免許証自主返納の促進																						
<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td>高齢者の公共交通の利用促進</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>公共交通を取り巻く状況</td></tr> <tr> <td>区分</td><td>継続・拡充</td></tr> <tr> <td>実施予定期</td><td>平成32(2020)年度～平成35(2023)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>行政</td></tr> </table>		目的	高齢者の公共交通の利用促進	着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続・拡充	実施予定期	平成32(2020)年度～平成35(2023)年度	事業主体	行政	<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td>高齢者の公共交通の利用促進</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>公共交通を取り巻く状況</td></tr> <tr> <td>区分</td><td>継続・拡充</td></tr> <tr> <td>実施予定期</td><td>令和2(2020)年度～令和6(2024)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>行政</td></tr> </table>		目的	高齢者の公共交通の利用促進	着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続・拡充	実施予定期	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度	事業主体	行政
目的	高齢者の公共交通の利用促進																						
着眼点	公共交通を取り巻く状況																						
区分	継続・拡充																						
実施予定期	平成32(2020)年度～平成35(2023)年度																						
事業主体	行政																						
目的	高齢者の公共交通の利用促進																						
着眼点	公共交通を取り巻く状況																						
区分	継続・拡充																						
実施予定期	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度																						
事業主体	行政																						
<p><b>内 容</b></p> <p>高齢者の交通事故を防ぐため、運転免許証の自主返納を促進し、公共交通に移行するよう、引き続き、ホームページや広報誌等で周知徹底を図るとともに、自主返納に伴うポイント付与等の制度について検討します。【例】ワガヤネヤガワ健康ポイント、ICポイントなど</p> <p>現在、大阪府では65歳以上の方が運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を申請した場合、サポート企業・店舗等で運転経歴証明書を提示すると料金割引等のサービスが受けられる等の制度があります。</p> <p>今後、本市では、ワガヤネヤガワ健康ポイント等を活用した独自の自主返納に伴うポイント付与等の制度導入の検討を行い、高齢者の運転免許証の自主返納を促進するとともに、公共交通への転換を図ります。</p> <p>○高齢者運転免許自主返納サポート</p> <p>大阪府在住で65歳以上の方が運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を申請した場合、サポート企業・店舗等で運転経歴証明書を提示すると料金割引等のサービスが受けられます。</p> <p>サポート企業・店舗等で運転経歴証明書を提示すると料金割引等のサービスが受けられます。</p> <p>運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた大阪府在住の65歳以上の方が、サポート企業・店舗において運転経歴証明書を提示することにより、様々な特典を受けることができるものです。</p> <p>出典：大阪府交通対策協議会HP</p> <p>○ワガヤネヤガワ健康ポイント事業</p> <p>市民の自主的な健康づくりをサポートする事業であり、高齢者の健康と外出促進を目的としています。登録されている健康事業（健康・介護予防・子育て・運動等各種）に自動的に参加したり、健（様）診を受診するとポイントが交付されます。貯めたポイントは参加賞商品に交換ができる制度となっています。</p> <p>出典：寝屋川市HP</p> <p>対象者：15歳以上の寝屋川市民（中高生を除く） 事業リーフレット・ポイントカード配布場所：寝屋川市役所（市民課・保健事業室）、市立保健福祉センター（健康推進室）、その他各種事業の実施会場等</p>		<p><b>内 容</b></p> <p>高齢者の交通事故を防ぐため、運転免許証の自主返納を促進し、公共交通に移行するよう、引き続き、ホームページや広報誌等で周知徹底を図るとともに、自主返納に伴うポイント付与等の制度について検討します。【例】ワガヤネヤガワ健康ポイント、ICポイントなど</p> <p>現在、大阪府では65歳以上の方が運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を申請した場合、サポート企業・店舗等で運転経歴証明書を提示すると料金割引等のサービスが受けられる等の制度があります。</p> <p>今後、本市では、ワガヤネヤガワ健康ポイント等を活用した独自の自主返納に伴うポイント付与等の制度導入の検討を行い、高齢者の運転免許証の自主返納を促進するとともに、公共交通への転換を図ります。</p> <p>○高齢者運転免許自主返納サポート</p> <p>大阪府在住で65歳以上の方が運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を申請した場合、サポート企業・店舗等で運転経歴証明書を提示すると料金割引等のサービスが受けられます。</p> <p>サポート企業・店舗等で運転経歴証明書を提示すると料金割引等のサービスが受けられます。</p> <p>運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた大阪府在住の65歳以上の方が、サポート企業・店舗において運転経歴証明書を提示することにより、様々な特典を受けることができるものです。</p> <p>出典：大阪府交通対策協議会HP</p> <p>○ワガヤネヤガワ健康ポイント事業</p> <p>市民の自主的な健康づくりをサポートする事業であり、高齢者の健康と外出促進を目的としています。登録されている健康事業（健康・介護予防・子育て・運動等各種）に自動的に参加したり、健（様）診を受診するとポイントが交付されます。貯めたポイントは参加賞商品に交換ができる制度となっています。</p> <p>出典：寝屋川市HP</p> <p>対象者：15歳以上の寝屋川市民（中高生を除く） 事業リーフレット・ポイントカード配布場所：寝屋川市役所（市民課・保健事業室）、市立保健福祉センター（健康推進室）、その他各種事業の実施会場等</p>																					

## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ 44

変更前		変更後																																	
<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td colspan="3">&lt;方針1&gt;公共交通サービスの維持</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td colspan="3">②高齢者の公共交通への転換</td></tr> <tr> <td>施策②-2</td><td colspan="3">介護予防施策の見直し</td></tr> </table>		基本方針	<方針1>公共交通サービスの維持			方向性	②高齢者の公共交通への転換			施策②-2	介護予防施策の見直し			<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td colspan="3">&lt;方針1&gt;公共交通サービスの維持</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td colspan="3">②高齢者の公共交通への転換</td></tr> <tr> <td>施策②-2</td><td colspan="3">介護予防施策の見直し</td></tr> </table>		基本方針	<方針1>公共交通サービスの維持			方向性	②高齢者の公共交通への転換			施策②-2	介護予防施策の見直し										
基本方針	<方針1>公共交通サービスの維持																																		
方向性	②高齢者の公共交通への転換																																		
施策②-2	介護予防施策の見直し																																		
基本方針	<方針1>公共交通サービスの維持																																		
方向性	②高齢者の公共交通への転換																																		
施策②-2	介護予防施策の見直し																																		
<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td colspan="3">交通弱者等に対する支援方法の検討</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>公共交通を取り巻く状況</td><td>区分</td><td>継続・見直し</td></tr> <tr> <td>実施予定期間</td><td colspan="3">平成31(2019)年度～平成35(2023)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td colspan="3">行政</td></tr> </table>		目的	交通弱者等に対する支援方法の検討			着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続・見直し	実施予定期間	平成31(2019)年度～平成35(2023)年度			事業主体	行政			<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td colspan="3">交通弱者等に対する支援方法の検討</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>公共交通を取り巻く状況</td><td>区分</td><td>継続・見直し</td></tr> <tr> <td>実施予定期間</td><td colspan="3">平成31(2019)年度～令和6(2024)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td colspan="3">行政</td></tr> </table>		目的	交通弱者等に対する支援方法の検討			着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続・見直し	実施予定期間	平成31(2019)年度～令和6(2024)年度			事業主体	行政		
目的	交通弱者等に対する支援方法の検討																																		
着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続・見直し																																
実施予定期間	平成31(2019)年度～平成35(2023)年度																																		
事業主体	行政																																		
目的	交通弱者等に対する支援方法の検討																																		
着眼点	公共交通を取り巻く状況	区分	継続・見直し																																
実施予定期間	平成31(2019)年度～令和6(2024)年度																																		
事業主体	行政																																		
<table border="1"> <tr> <td>内容</td><td colspan="3">高齢者の介護予防施策として実施している事業について、交通施策としてのあり方を一体的に検討する。  本市では、現在、本市福祉部局（高齢介護室）所管で『買い物等外出促進事業』『高齢者交通系ICカード購入補助事業』『外出援助サービス事業』等の交通サービスを提供しています。今後、これらの事業について、交通施策としてのあり方を一体的に検討します。 <b>買い物等外出促進事業</b> 環境上、身体上の問題で買い物等の外出が困難である者に対し、高齢者の介護予防及び閉じこもりの防止を図るため、買い物等支援対象者に対する支援を実施する自治会、NPO法人に対し、買い物等外出促進事業に要する費用の補助、車両の貸与を行っています。 <b>高齢者交通系 ICカード購入補助事業</b> 高齢者の外出を促し、社会参加による生きがいづくりや介護予防の推進、閉じこもりの防止を図るために、対象者に交通系 ICカード購入費用等の補助を行っています。 <b>外出援助サービス事業</b> 介護を要する高齢者に対して、外出や在宅福祉サービス等の利用を促進し、介護を要する状態の進行を防止することにより、自立した生活を継続することができるよう、高齢者の通院、介護予防・生きがい活動等への参加の際にリフト付き車両を使用して必要な援助を行っています。</td></tr> </table>		内容	高齢者の介護予防施策として実施している事業について、交通施策としてのあり方を一体的に検討する。  本市では、現在、本市福祉部局（高齢介護室）所管で『買い物等外出促進事業』『高齢者交通系ICカード購入補助事業』『外出援助サービス事業』等の交通サービスを提供しています。今後、これらの事業について、交通施策としてのあり方を一体的に検討します。 <b>買い物等外出促進事業</b> 環境上、身体上の問題で買い物等の外出が困難である者に対し、高齢者の介護予防及び閉じこもりの防止を図るため、買い物等支援対象者に対する支援を実施する自治会、NPO法人に対し、買い物等外出促進事業に要する費用の補助、車両の貸与を行っています。 <b>高齢者交通系 ICカード購入補助事業</b> 高齢者の外出を促し、社会参加による生きがいづくりや介護予防の推進、閉じこもりの防止を図るために、対象者に交通系 ICカード購入費用等の補助を行っています。 <b>外出援助サービス事業</b> 介護を要する高齢者に対して、外出や在宅福祉サービス等の利用を促進し、介護を要する状態の進行を防止することにより、自立した生活を継続することができるよう、高齢者の通院、介護予防・生きがい活動等への参加の際にリフト付き車両を使用して必要な援助を行っています。			<table border="1"> <tr> <td>内容</td><td colspan="3">高齢者の介護予防施策として実施している事業について、交通施策としてのあり方を一体的に検討する。  本市では、現在、本市福祉部局（高齢介護室）所管で『買い物等外出促進事業』『高齢者交通系ICカード購入補助事業』『外出援助サービス事業』等の交通サービスを提供しています。今後、これらの事業について、交通施策としてのあり方を一体的に検討します。 <b>買い物等外出促進事業</b> 環境上、身体上の問題で買い物等の外出が困難である者に対し、高齢者の介護予防及び閉じこもりの防止を図るため、買い物等支援対象者に対する支援を実施する自治会、NPO法人に対し、買い物等外出促進事業に要する費用の補助、車両の貸与を行っています。 <b>高齢者交通系 ICカード購入補助事業</b> 高齢者の外出を促し、社会参加による生きがいづくりや介護予防の推進、閉じこもりの防止を図るために、対象者に交通系 ICカード購入費用等の補助を行っています。 <b>外出援助サービス事業</b> 介護を要する高齢者に対して、外出や在宅福祉サービス等の利用を促進し、介護を要する状態の進行を防止することにより、自立した生活を継続することができるよう、高齢者の通院、介護予防・生きがい活動等への参加の際にリフト付き車両を使用して必要な援助を行っています。</td></tr> </table>		内容	高齢者の介護予防施策として実施している事業について、交通施策としてのあり方を一体的に検討する。  本市では、現在、本市福祉部局（高齢介護室）所管で『買い物等外出促進事業』『高齢者交通系ICカード購入補助事業』『外出援助サービス事業』等の交通サービスを提供しています。今後、これらの事業について、交通施策としてのあり方を一体的に検討します。 <b>買い物等外出促進事業</b> 環境上、身体上の問題で買い物等の外出が困難である者に対し、高齢者の介護予防及び閉じこもりの防止を図るため、買い物等支援対象者に対する支援を実施する自治会、NPO法人に対し、買い物等外出促進事業に要する費用の補助、車両の貸与を行っています。 <b>高齢者交通系 ICカード購入補助事業</b> 高齢者の外出を促し、社会参加による生きがいづくりや介護予防の推進、閉じこもりの防止を図るために、対象者に交通系 ICカード購入費用等の補助を行っています。 <b>外出援助サービス事業</b> 介護を要する高齢者に対して、外出や在宅福祉サービス等の利用を促進し、介護を要する状態の進行を防止することにより、自立した生活を継続することができるよう、高齢者の通院、介護予防・生きがい活動等への参加の際にリフト付き車両を使用して必要な援助を行っています。																										
内容	高齢者の介護予防施策として実施している事業について、交通施策としてのあり方を一体的に検討する。  本市では、現在、本市福祉部局（高齢介護室）所管で『買い物等外出促進事業』『高齢者交通系ICカード購入補助事業』『外出援助サービス事業』等の交通サービスを提供しています。今後、これらの事業について、交通施策としてのあり方を一体的に検討します。 <b>買い物等外出促進事業</b> 環境上、身体上の問題で買い物等の外出が困難である者に対し、高齢者の介護予防及び閉じこもりの防止を図るため、買い物等支援対象者に対する支援を実施する自治会、NPO法人に対し、買い物等外出促進事業に要する費用の補助、車両の貸与を行っています。 <b>高齢者交通系 ICカード購入補助事業</b> 高齢者の外出を促し、社会参加による生きがいづくりや介護予防の推進、閉じこもりの防止を図るために、対象者に交通系 ICカード購入費用等の補助を行っています。 <b>外出援助サービス事業</b> 介護を要する高齢者に対して、外出や在宅福祉サービス等の利用を促進し、介護を要する状態の進行を防止することにより、自立した生活を継続することができるよう、高齢者の通院、介護予防・生きがい活動等への参加の際にリフト付き車両を使用して必要な援助を行っています。																																		
内容	高齢者の介護予防施策として実施している事業について、交通施策としてのあり方を一体的に検討する。  本市では、現在、本市福祉部局（高齢介護室）所管で『買い物等外出促進事業』『高齢者交通系ICカード購入補助事業』『外出援助サービス事業』等の交通サービスを提供しています。今後、これらの事業について、交通施策としてのあり方を一体的に検討します。 <b>買い物等外出促進事業</b> 環境上、身体上の問題で買い物等の外出が困難である者に対し、高齢者の介護予防及び閉じこもりの防止を図るため、買い物等支援対象者に対する支援を実施する自治会、NPO法人に対し、買い物等外出促進事業に要する費用の補助、車両の貸与を行っています。 <b>高齢者交通系 ICカード購入補助事業</b> 高齢者の外出を促し、社会参加による生きがいづくりや介護予防の推進、閉じこもりの防止を図るために、対象者に交通系 ICカード購入費用等の補助を行っています。 <b>外出援助サービス事業</b> 介護を要する高齢者に対して、外出や在宅福祉サービス等の利用を促進し、介護を要する状態の進行を防止することにより、自立した生活を継続することができるよう、高齢者の通院、介護予防・生きがい活動等への参加の際にリフト付き車両を使用して必要な援助を行っています。																																		
<table border="1"> <tr> <td>外出援助サービス事業（現在の実施内容）</td><td colspan="3"> <b>外出援助サービス事業</b>            高齢介護室 TEL:838-0372 FAX:838-0102            外出が困難になった高齢者に対して、地域のボランティアとの協働により外出の援助を行い、在宅での生活を支援するサービスです。  <b>【対象者】</b> 寝屋川市内在住で、川越で一般交通機関を利用することが困難な、次のいずれかに該当する人            ① 65歳以上の在宅高齢者で、要介護（要支援）認定を受けている人            ② 65歳以上の在宅高齢者で、身体障害者手帳等をお持ちの人            ③ 65歳以上の在宅高齢者で、一般的な歩行による歩行が困難な人（移動車等の貸出が必要です。）  <b>【利用内容】</b>            ① 北河内地域内            （寝屋川市、門真市、守口市、枚方市、大東市、茨木市、交野市）            ② 1週間の利用回数は2回が限度です。  <table border="1"> <tr> <td>目的</td><td>寝屋川市内</td><td>北河内地域</td></tr> <tr> <td>片道</td><td>300円</td><td>400円</td></tr> <tr> <td>往復</td><td>600円</td><td>800円</td></tr> </table>  </td></tr> </table>		外出援助サービス事業（現在の実施内容）	<b>外出援助サービス事業</b> 高齢介護室 TEL:838-0372 FAX:838-0102 外出が困難になった高齢者に対して、地域のボランティアとの協働により外出の援助を行い、在宅での生活を支援するサービスです。 <b>【対象者】</b> 寝屋川市内在住で、川越で一般交通機関を利用することが困難な、次のいずれかに該当する人 ① 65歳以上の在宅高齢者で、要介護（要支援）認定を受けている人 ② 65歳以上の在宅高齢者で、身体障害者手帳等をお持ちの人 ③ 65歳以上の在宅高齢者で、一般的な歩行による歩行が困難な人（移動車等の貸出が必要です。） <b>【利用内容】</b> ① 北河内地域内 （寝屋川市、門真市、守口市、枚方市、大東市、茨木市、交野市） ② 1週間の利用回数は2回が限度です。 <table border="1"> <tr> <td>目的</td><td>寝屋川市内</td><td>北河内地域</td></tr> <tr> <td>片道</td><td>300円</td><td>400円</td></tr> <tr> <td>往復</td><td>600円</td><td>800円</td></tr> </table> 			目的	寝屋川市内	北河内地域	片道	300円	400円	往復	600円	800円	<table border="1"> <tr> <td>外出援助サービス事業（現在の実施内容）</td><td colspan="3"> <b>外出援助サービス事業</b>            高齢介護室 TEL:838-0372 FAX:838-0102            外出が困難になった高齢者に対して、地域のボランティアとの協働により外出の援助を行い、在宅での生活を支援するサービスです。  <b>【対象者】</b> 寝屋川市内在住で、川越で一般交通機関を利用することが困難な、次のいずれかに該当する人            ① 65歳以上の在宅高齢者で、要介護（要支援）認定を受けている人            ② 65歳以上の在宅高齢者で、身体障害者手帳等をお持ちの人            ③ 65歳以上の在宅高齢者で、一般的な歩行による歩行が困難な人（移動車等の貸出が必要です。）  <b>【利用内容】</b>            ① 北河内地域内            （寝屋川市、門真市、守口市、枚方市、大東市、茨木市、交野市）            ② 1週間の利用回数は2回が限度です。  <table border="1"> <tr> <td>目的</td><td>寝屋川市内</td><td>北河内地域</td></tr> <tr> <td>片道</td><td>300円</td><td>400円</td></tr> <tr> <td>往復</td><td>600円</td><td>800円</td></tr> </table>  </td></tr> </table>		外出援助サービス事業（現在の実施内容）	<b>外出援助サービス事業</b> 高齢介護室 TEL:838-0372 FAX:838-0102 外出が困難になった高齢者に対して、地域のボランティアとの協働により外出の援助を行い、在宅での生活を支援するサービスです。 <b>【対象者】</b> 寝屋川市内在住で、川越で一般交通機関を利用することが困難な、次のいずれかに該当する人 ① 65歳以上の在宅高齢者で、要介護（要支援）認定を受けている人 ② 65歳以上の在宅高齢者で、身体障害者手帳等をお持ちの人 ③ 65歳以上の在宅高齢者で、一般的な歩行による歩行が困難な人（移動車等の貸出が必要です。） <b>【利用内容】</b> ① 北河内地域内 （寝屋川市、門真市、守口市、枚方市、大東市、茨木市、交野市） ② 1週間の利用回数は2回が限度です。 <table border="1"> <tr> <td>目的</td><td>寝屋川市内</td><td>北河内地域</td></tr> <tr> <td>片道</td><td>300円</td><td>400円</td></tr> <tr> <td>往復</td><td>600円</td><td>800円</td></tr> </table> 			目的	寝屋川市内	北河内地域	片道	300円	400円	往復	600円	800円						
外出援助サービス事業（現在の実施内容）	<b>外出援助サービス事業</b> 高齢介護室 TEL:838-0372 FAX:838-0102 外出が困難になった高齢者に対して、地域のボランティアとの協働により外出の援助を行い、在宅での生活を支援するサービスです。 <b>【対象者】</b> 寝屋川市内在住で、川越で一般交通機関を利用することが困難な、次のいずれかに該当する人 ① 65歳以上の在宅高齢者で、要介護（要支援）認定を受けている人 ② 65歳以上の在宅高齢者で、身体障害者手帳等をお持ちの人 ③ 65歳以上の在宅高齢者で、一般的な歩行による歩行が困難な人（移動車等の貸出が必要です。） <b>【利用内容】</b> ① 北河内地域内 （寝屋川市、門真市、守口市、枚方市、大東市、茨木市、交野市） ② 1週間の利用回数は2回が限度です。 <table border="1"> <tr> <td>目的</td><td>寝屋川市内</td><td>北河内地域</td></tr> <tr> <td>片道</td><td>300円</td><td>400円</td></tr> <tr> <td>往復</td><td>600円</td><td>800円</td></tr> </table> 			目的	寝屋川市内	北河内地域	片道	300円	400円	往復	600円	800円																							
目的	寝屋川市内	北河内地域																																	
片道	300円	400円																																	
往復	600円	800円																																	
外出援助サービス事業（現在の実施内容）	<b>外出援助サービス事業</b> 高齢介護室 TEL:838-0372 FAX:838-0102 外出が困難になった高齢者に対して、地域のボランティアとの協働により外出の援助を行い、在宅での生活を支援するサービスです。 <b>【対象者】</b> 寝屋川市内在住で、川越で一般交通機関を利用することが困難な、次のいずれかに該当する人 ① 65歳以上の在宅高齢者で、要介護（要支援）認定を受けている人 ② 65歳以上の在宅高齢者で、身体障害者手帳等をお持ちの人 ③ 65歳以上の在宅高齢者で、一般的な歩行による歩行が困難な人（移動車等の貸出が必要です。） <b>【利用内容】</b> ① 北河内地域内 （寝屋川市、門真市、守口市、枚方市、大東市、茨木市、交野市） ② 1週間の利用回数は2回が限度です。 <table border="1"> <tr> <td>目的</td><td>寝屋川市内</td><td>北河内地域</td></tr> <tr> <td>片道</td><td>300円</td><td>400円</td></tr> <tr> <td>往復</td><td>600円</td><td>800円</td></tr> </table> 			目的	寝屋川市内	北河内地域	片道	300円	400円	往復	600円	800円																							
目的	寝屋川市内	北河内地域																																	
片道	300円	400円																																	
往復	600円	800円																																	

## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ 45

変更前		変更後																																	
<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td colspan="3">&lt;方針2&gt;公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td colspan="3">③公共交通のアクセス性向上</td></tr> <tr> <td>施策③-1</td><td colspan="3">バス路線（タウンくる含む）の見直し</td></tr> </table>		基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上			方向性	③公共交通のアクセス性向上			施策③-1	バス路線（タウンくる含む）の見直し			<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td colspan="3">&lt;方針2&gt;公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td colspan="3">③公共交通のアクセス性向上</td></tr> <tr> <td>施策③-1</td><td colspan="3">バス路線（タウンくる含む）の見直し</td></tr> </table>		基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上			方向性	③公共交通のアクセス性向上			施策③-1	バス路線（タウンくる含む）の見直し										
基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上																																		
方向性	③公共交通のアクセス性向上																																		
施策③-1	バス路線（タウンくる含む）の見直し																																		
基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上																																		
方向性	③公共交通のアクセス性向上																																		
施策③-1	バス路線（タウンくる含む）の見直し																																		
<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td colspan="3">公共交通のアクセス性向上</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿</td><td>区分</td><td>継続・見直し</td></tr> <tr> <td>実施予定期</td><td>平成34(2022)年度～平成35(2023)年度</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td colspan="3">行政、交通事業者</td></tr> </table>		目的	公共交通のアクセス性向上			着眼点	市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿	区分	継続・見直し	実施予定期	平成34(2022)年度～平成35(2023)年度			事業主体	行政、交通事業者			<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td colspan="3">公共交通のアクセス性向上</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿</td><td>区分</td><td>継続・見直し</td></tr> <tr> <td>実施予定期</td><td>令和4(2022)年度～令和6(2024)年度</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td colspan="3">行政、交通事業者</td></tr> </table>		目的	公共交通のアクセス性向上			着眼点	市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿	区分	継続・見直し	実施予定期	令和4(2022)年度～令和6(2024)年度			事業主体	行政、交通事業者		
目的	公共交通のアクセス性向上																																		
着眼点	市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿	区分	継続・見直し																																
実施予定期	平成34(2022)年度～平成35(2023)年度																																		
事業主体	行政、交通事業者																																		
目的	公共交通のアクセス性向上																																		
着眼点	市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿	区分	継続・見直し																																
実施予定期	令和4(2022)年度～令和6(2024)年度																																		
事業主体	行政、交通事業者																																		
<p><b>内 容</b></p> <p>都市計画道路の整備や都市構造の変化に応じたバス路線の見直しによるバスの増便や新たな路線の構築、バス停の増設などを検討し、住民の利便性の向上を図ります。</p> <p>現在、本市におけるバスサービスには、京阪バス運行の『路線バス』、京阪バスの協力を得て運行しているコミュニティバス『タウンくる』があります（一部、四條畷市コミュニティバス路線あり）。</p> <p>今後も引き続き、バスの利便性をより一層向上させるため、行政・交通事業者とも密に連携しつつ、同時に利用者の声も取り入れ、運行ダイヤや運行ルートの見直し（新規路線開設も含む）や、ルートの見直しに伴うバス停の増設等を検討します。</p> <p><b>路線バスの変更イメージ</b></p> <p>京阪バスでは、寝屋川駅前線開通に伴い、平成27(2015)年10月に下図のとおり経路変更を実施しました。今後も下図に示すような、バスの利便性を向上させるための運行ダイヤや運行ルートについて見直しを実施するとともに、ルートの見直しに伴うバス停の増設等について検討を行います。</p> <p><b>【路線バスルート見直し実績】</b></p>		<p><b>内 容</b></p> <p>都市計画道路の整備や都市構造の変化に応じたバス路線の見直しによるバスの増便や新たな路線の構築、バス停の増設などを検討し、住民の利便性の向上を図ります。</p> <p>現在、本市におけるバスサービスには、京阪バス運行の『路線バス』、京阪バスの協力を得て運行しているコミュニティバス『タウンくる』があります（一部、四條畷市コミュニティバス路線あり）。</p> <p>今後も引き続き、バスの利便性をより一層向上させるため、行政・交通事業者とも密に連携しつつ、同時に利用者の声も取り入れ、運行ダイヤや運行ルートの見直し（新規路線開設も含む）や、ルートの見直しに伴うバス停の増設等を検討します。</p> <p><b>路線バスの変更イメージ</b></p> <p>京阪バスでは、寝屋川駅前線開通に伴い、平成27(2015)年10月に下図のとおり経路変更を実施しました。今後も下図に示すような、バスの利便性を向上させるための運行ダイヤや運行ルートについて見直しを実施するとともに、ルートの見直しに伴うバス停の増設等について検討を行います。</p> <p><b>【路線バスルート見直し実績】</b></p>																																	
<p>- 45 -</p>		<p>- 45 -</p>																																	

## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ 46

変更前

変更後

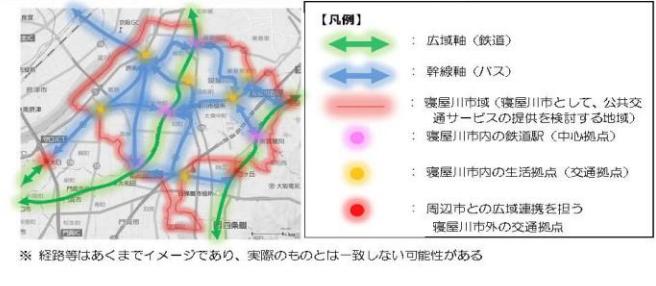
基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上	
方向性	③公共交通のアクセス性向上	
施策③-2	周辺市との連携によるバス路線の再構築の検討	

目的	周辺市との連携による利便性の向上	
着眼点	本市の目指すまちの姿	区分 新規
実施予定期	平成34(2022)年度～平成35(2023)年度	
事業主体	行政、交通事業者	

内容	周辺市及び交通事業者と連携会議を行い、効率的なバス路線を検討するなど、圏域連携の推進で住民の利便性の向上を図ります。  現在、本市及び周辺市では路線バスやコミュニティバスが運行されていますが、コミュニティバスは各市単位の運行であり、基本的にそれぞれの行政区域内でのサービスに留まっています。今後、市民の生活圏の広域性をより向上させていくためには、コミュニティバスの市域間連携なども含めたバス路線の再構築を複数自治体が連携して検討していくことが必要となります。	
【寝屋川市及び周辺市バス運行事業者】		

市名	路線バス				
	市営バス	京阪バス	近畿バス	阪急バス	大和シティバス
寝屋川市	○	○			○
守口市	○		○		○
門真市	○	○	○	○	○
枚方市	○				
四條畷市	○	○			○
大東市	○	○			○
交野市	○				
高槻市	○	○	○		
茨木市		○	○		
摂津市	○	○	○	○	

【広域的な連携ネットワークを見据えた将来ネットワークのイメージ】



- 48 -

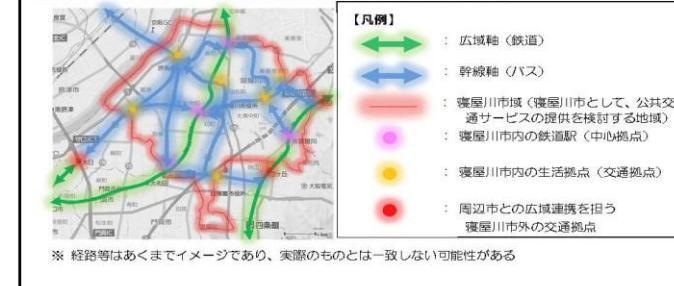
基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上	
方向性	③公共交通のアクセス性向上	
施策③-2	周辺市との連携によるバス路線の再構築の検討	

目的	周辺市との連携による利便性の向上	
着眼点	本市の目指すまちの姿	区分 新規
実施予定期	令和4(2022)年度～令和6(2024)年度	
事業主体	行政、交通事業者	

内容	周辺市及び交通事業者と連携会議を行い、効率的なバス路線を検討するなど、圏域連携の推進で住民の利便性の向上を図ります。  現在、本市及び周辺市では路線バスやコミュニティバスが運行されていますが、コミュニティバスは各市単位の運行であり、基本的にそれぞれの行政区域内でのサービスに留まっています。今後、市民の生活圏の広域性をより向上させていくためには、コミュニティバスの市域間連携なども含めたバス路線の再構築を複数自治体が連携して検討していくことが必要となります。	
【寝屋川市及び周辺市バス運行事業者】		

市名	路線バス				
	市営バス	京阪バス	近畿バス	阪急バス	大和シティバス
寝屋川市	○	○			○
守口市	○		○		○
門真市	○	○	○	○	○
枚方市	○				
四條畷市	○	○	○		○
大東市	○	○	○		○
交野市	○				
高槻市	○	○	○		
茨木市		○	○		
摂津市	○	○	○	○	(市営バス、近畿バス)

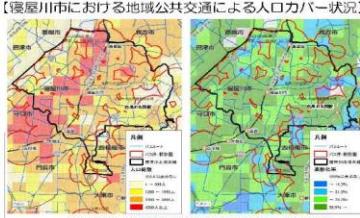
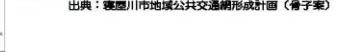
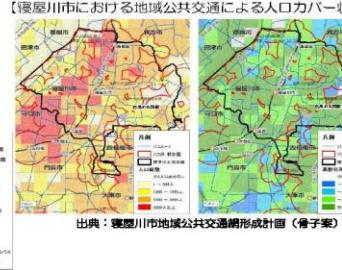
【広域的な連携ネットワークを見据えた将来ネットワークのイメージ】



- 48 -

## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ 47

変更前		変更後																	
<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td>く方針2&gt;公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td>③公共交通のアクセス性向上</td></tr> <tr> <td>施策③-3</td><td>デマンドタクシー導入可能性の検討</td></tr> </table>		基本方針	く方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上	方向性	③公共交通のアクセス性向上	施策③-3	デマンドタクシー導入可能性の検討	<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td>く方針2&gt;公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td>③公共交通のアクセス性向上</td></tr> <tr> <td>施策③-3</td><td>デマンドタクシー導入可能性の検討</td></tr> </table>		基本方針	く方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上	方向性	③公共交通のアクセス性向上	施策③-3	デマンドタクシー導入可能性の検討				
基本方針	く方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上																		
方向性	③公共交通のアクセス性向上																		
施策③-3	デマンドタクシー導入可能性の検討																		
基本方針	く方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上																		
方向性	③公共交通のアクセス性向上																		
施策③-3	デマンドタクシー導入可能性の検討																		
<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td>交通不便地域での移動手段の確保</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>本市の目指すまちの姿 区分 新規</td></tr> <tr> <td>実施予定期</td><td>平成33(2021)年度～平成35(2023)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>行政、交通事業者</td></tr> </table>		目的	交通不便地域での移動手段の確保	着眼点	本市の目指すまちの姿 区分 新規	実施予定期	平成33(2021)年度～平成35(2023)年度	事業主体	行政、交通事業者	<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td>交通不便地域での移動手段の確保</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>本市の目指すまちの姿 区分 新規</td></tr> <tr> <td>実施予定期</td><td>令和3(2021)年度～令和6(2024)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>行政、交通事業者</td></tr> </table>		目的	交通不便地域での移動手段の確保	着眼点	本市の目指すまちの姿 区分 新規	実施予定期	令和3(2021)年度～令和6(2024)年度	事業主体	行政、交通事業者
目的	交通不便地域での移動手段の確保																		
着眼点	本市の目指すまちの姿 区分 新規																		
実施予定期	平成33(2021)年度～平成35(2023)年度																		
事業主体	行政、交通事業者																		
目的	交通不便地域での移動手段の確保																		
着眼点	本市の目指すまちの姿 区分 新規																		
実施予定期	令和3(2021)年度～令和6(2024)年度																		
事業主体	行政、交通事業者																		
<p><b>内 容</b></p> <p>寝屋川市は、市内の人口の集中している部分を中心に網羅的な公共交通のネットワークが形成されており、駅勢圏やバス停勢圏でみると総人口の約9割のカバー率です。ただし、交通不便地域が存在することは確かであり、そういう人々への交通手段の提供策としてデマンドタクシー導入の可能性について検討します。</p> <p>現在、本市では、鉄道駅やバス停からの徒歩圏が市域をほぼカバーしているものの、一部、交通不便地域（公共交通空白地帯）がみられる地域があります。これら交通不便地域に對して移動手段を確保する方策として、自宅や指定の場所から目的地まで（ドア・トゥ・ドア）、利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に、バス並みの安価な料金で応える公共交通サービスである『デマンドタクシー』の導入可能性について検討します。</p> <p>【寝屋川市公共交通圏域図】</p>  <p>【寝屋川市における地域公共交通による人口カバー状況】</p>  <p>出典：寝屋川市地域公共交通網形成計画（骨子案）</p> <p>【デマンド型乗合タクシー】</p>  <p>【長 所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ドア・トゥ・ドアの輸送が可能で、高齢者等に優しい輸送手段である。</li> <li>行先、需要が散在している地域に対応しやすい仕組みである。</li> <li>バスより初期投資が少なく、導入しやすい。</li> <li>バスより運営経費が少なく、維持しやすい。</li> <li>住宅地内の狭隘道路でも運行できる。</li> <li>利用者にとって、一般タクシーより料金金である。</li> <li>導入地域において公平な乗車機会を提供できる（定跡線ではなく、バス停に近い地図、遠い地図が生じる）。</li> </ul> <p>【短 所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乗車人数は最大9人（業務員除く）と少ない。</li> <li>多くの事例では利用に際して、事前登録を必要としている。</li> <li>利用に際して事前予約を必要とするため、利用者にとって抵抗感がある。</li> <li>同乗者の行き先の方向が異なると、運行時間がかかる。</li> <li>配車システム等の導入に費用がかかる。</li> <li>多くの事例では予約受付係を配置しており、費用がかかる。</li> <li>一般タクシーから乗客を奪う可能性がある。</li> <li>バスより運賃が高くならないかである。</li> <li>車内が狭く荷物を持ち込みにくく。</li> </ul> <p>出典：国土交通省「地域公共交通づくりハンドブック」</p>		<p><b>内 容</b></p> <p>寝屋川市は、市内の人口の集中している部分を中心に網羅的な公共交通のネットワークが形成されており、駅勢圏やバス停勢圏でみると総人口の約9割のカバー率です。ただし、交通不便地域が存在することは確かであり、そういう人々への交通手段の提供策としてデマンドタクシー導入の可能性について検討します。</p> <p>現在、本市では、鉄道駅やバス停からの徒歩圏が市域をほぼカバーしているものの、一部、交通不便地域（公共交通空白地帯）がみられる地域があります。これら交通不便地域に對して移動手段を確保する方策として、自宅や指定の場所から目的地まで（ドア・トゥ・ドア）、利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に、バス並みの安価な料金で応える公共交通サービスである『デマンドタクシー』の導入可能性について検討します。</p> <p>【寝屋川市公共交通圏域図】</p>  <p>【寝屋川市における地域公共交通による人口カバー状況】</p>  <p>出典：寝屋川市地域公共交通網形成計画（骨子案）</p> <p>【デマンド型乗合タクシー】</p>  <p>【長 所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ドア・トゥ・ドアの輸送が可能で、高齢者等に優しい輸送手段である。</li> <li>行先、需要が散在している地域に対応しやすい仕組みである。</li> <li>バスより初期投資が少なく、導入しやすい。</li> <li>バスより運営経費が少なく、維持しやすい。</li> <li>住宅地内の狭隘道路でも運行できる。</li> <li>利用者にとって、一般タクシーより料金金である。</li> <li>導入地域において公平な乗車機会を提供できる（定跡線ではなく、バス停に近い地図、遠い地図が生じる）。</li> </ul> <p>【短 所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乗車人数は最大9人（業務員除く）と少ない。</li> <li>多くの事例では利用に際して、事前登録を必要としている。</li> <li>利用に際して事前予約を必要とするため、利用者にとって抵抗感がある。</li> <li>同乗者の行き先の方向が異なると、運行時間がかかる。</li> <li>配車システム等の導入に費用がかかる。</li> <li>多くの事例では予約受付係を配置しており、費用がかかる。</li> <li>一般タクシーから乗客を奪う可能性がある。</li> <li>バスより運賃が高くならないかである。</li> <li>車内が狭く荷物を持ち込みにくく。</li> </ul> <p>出典：国土交通省「地域公共交通づくりハンドブック」</p>																	

## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ 48

変更前

変更後

基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上		
方向性	④公共交通の利便性向上		
施策④-1	ノンステップバスの推進		

目的	バリアフリー設備の導入による高齢者等のバスの利用促進		
着眼点	公共交通を取り巻く状況・本市の目指すまちの姿	区分	継続・拡充
実施予定期	平成 31(2019)年度～平成 35(2023)年度		
事業主体	行政、交通事業者		

内容	バリアフリーの観点から、ノンステップバス（出入り口の段差をなくして乗降性を高めた低床バス）の導入が進んでいますが、路線バス・タウンくるの一部が未だツーステップバスのため全車導入を目指します。		
内 容	一般的にステップがあるバスは高齢者や障害者等には乗降しにくいため、バリアフリーの観点から、誰もが乗り降りしやすく利用しやすい人にやさしいノンステップバスの導入が全国で進んでいます。 現在、本市域を運行している路線バス等は、一部の車両が未だツーステップ車で運行されているため、今後、バスの利便性を向上し利用促進を図るため、路線バス・タウンくる全車の、乗降性に優れたノンステップバス化を目指します。 (車両台数 225 台のうち、ツーステップバス 15 台（平成 29 年度末現在）※寝屋川市域を管轄する営業所の車両台数)		



基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上		
方向性	④公共交通の利便性向上		
施策④-1	ノンステップバスの推進		

目的	バリアフリー設備の導入による高齢者等のバスの利用促進		
着眼点	公共交通を取り巻く状況・本市の目指すまちの姿	区分	継続・拡充
実施予定期	平成 31(2019)年度～令和 6(2024)年度		
事業主体	行政、交通事業者		

内容	バリアフリーの観点から、ノンステップバス（出入り口の段差をなくして乗降性を高めた低床バス）の導入が進んでいますが、路線バス・タウンくるの一部が未だツーステップバスのため全車導入を目指します。		
内 容	一般的にステップがあるバスは高齢者や障害者等には乗降しにくいため、バリアフリーの観点から、誰もが乗り降りしやすく利用しやすい人にやさしいノンステップバスの導入が全国で進んでいます。 現在、本市域を運行している路線バス等は、一部の車両が未だツーステップ車で運行されているため、今後、バスの利便性を向上し利用促進を図るため、路線バス・タウンくる全車の、乗降性に優れたノンステップバス化を目指します。 (車両台数 225 台のうち、ツーステップバス 15 台（平成 29 年度末現在）※寝屋川市域を管轄する営業所の車両台数)		



## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ 49

変更前

変更後

基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上		
方 向 性	④公共交通の利便性向上		
施策④-2	バスロケーションシステムの普及促進		

目 的	バスロケーションシステムの普及促進による公共交通の乗継性の向上		
着眼点	本市の目指すまちの姿	区分	継続・拡充
実施予定時期	平成 33(2021)年度～平成 35(2023)年度		
事業主体	行政、交通事業者		

内 容	バスロケーションシステム（パソコン、携帯電話等でバスの位置情報や接近情報を提供。）について、ホームページや広報誌等で周知を図るとともに、市内他2駅への発車案内モニター設置を検討します。 【現状】発車案内モニター：寝屋川市駅 2台、香里園駅：1台		
現在、京阪バスでは、バス利用者に向けたバスの案内やバス待ちのストレスを解消するため、バスの運行状況が分かるバスロケーションシステムが整備されています。今後、公共交通をより使いやすいものとするために、ICT 等を活用した公共交通の乗継案内や運行状況などの情報提供を進め、乗継性の向上を図ります。また、デジタルサイネージ等を活用するなど、鉄道駅等の交通結節点における情報提供も進め、ホームページや広報誌等で、市民や本市への来訪者に広く周知します。			

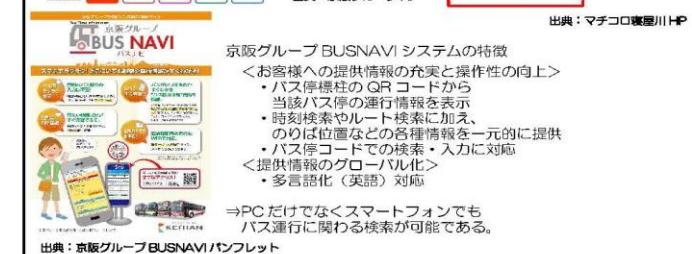


- 48 -

基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上		
方 向 性	④公共交通の利便性向上		
施策④-2	バスロケーションシステムの普及促進		

目 的	バスロケーションシステムの普及促進による公共交通の乗継性の向上		
着眼点	本市の目標とするまちの姿	区分	継続・拡充
実施予定時期	令和3(2021)年度～令和6(2024)年度		
事業主体	行政、交通事業者		

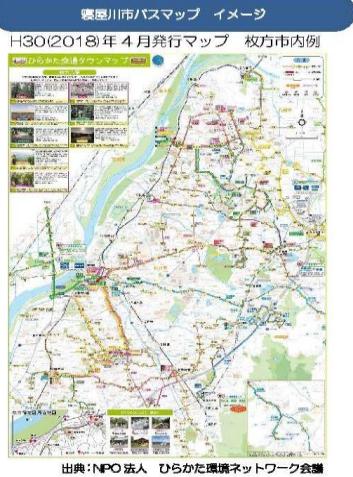
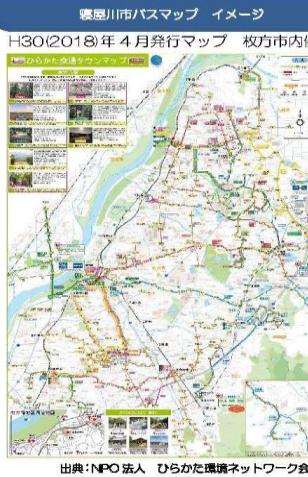
内 容	バスロケーションシステム（パソコン、携帯電話等でバスの位置情報や接近情報を提供。）について、ホームページや広報誌等で周知を図るとともに、市内他2駅への発車案内モニター設置を検討します。 【現状】発車案内モニター：寝屋川市駅 2台、香里園駅：1台		
現在、京阪バスでは、バス利用者に向けたバスの案内やバス待ちのストレスを解消するため、バスの運行状況が分かるバスロケーションシステムが整備されています。今後、公共交通をより使いやすいものとするために、ICT 等を活用した公共交通の乗継案内や運行状況などの情報提供を進め、乗継性の向上を図ります。また、デジタルサイネージ等を活用するなど、鉄道駅等の交通結節点における情報提供も進め、ホームページや広報誌等で、市民や本市への来訪者に広く周知します。			



- 49 -

## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ 50

変更前		変更後												
<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td colspan="2">&lt;方針2&gt;公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td colspan="2">④公共交通の利便性向上</td></tr> <tr> <td>施策④-3</td><td colspan="2">バスマップの作成・配布</td></tr> </table>		基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上		方向性	④公共交通の利便性向上		施策④-3	バスマップの作成・配布					
基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上													
方向性	④公共交通の利便性向上													
施策④-3	バスマップの作成・配布													
<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td colspan="2">わかりやすいバス路線の周知</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>本市の目指すまちの姿</td><td>区分</td><td>新規</td></tr> <tr> <td>実施予定期</td><td colspan="2">平成31(2019)年度～平成35(2023)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td colspan="2">行政、交通事業者</td></tr> </table>		目的	わかりやすいバス路線の周知		着眼点	本市の目指すまちの姿	区分	新規	実施予定期	平成31(2019)年度～平成35(2023)年度		事業主体	行政、交通事業者	
目的	わかりやすいバス路線の周知													
着眼点	本市の目指すまちの姿	区分	新規											
実施予定期	平成31(2019)年度～平成35(2023)年度													
事業主体	行政、交通事業者													
<p><b>内 容</b> 周辺市と連携したバス路線が一目でわかるような『バスマップ』を作成し、バスの利用促進を図ります。</p> <p>現状、京阪バスではバス情報を「管内路線図」「時刻表」等で情報提供されています。それらをベースに寝屋川市民や来訪者など誰もがより見やすく、使いやすく、親しみやすさを感じとれる『寝屋川市の地図をベースとしたバスマップ』の作成を行い、市内の交通拠点・交通結節点、主要な観光地、主要な公共施設などで配布します。また、主に近隣市などとバスマップの構成を統一にしておくことは、利用者側にとっての見やすさ、使いやすさに繋がると想定されることから、近隣市関係者やバス事業者などとも連携を取りながらバスマップの作成に取り組むことが重要となります。</p> <p>「寝屋川市バスマップ」に記載する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①親しみやすさを感じとれる寝屋川市の地図</li> <li>②全バス停 ※右図：□など</li> <li>③全バス路線図 ※右図：—など</li> <li>④バス系統NO ※右図：○など</li> <li>⑤交通拠点・交通結節点 ※右図：■など</li> <li>⑥主要な観光地 ※右図：■など</li> <li>⑦主要な公共施設 ※右図：■など</li> <li>⑧バス時刻表（チラシ裏、別紙）</li> <li>⑨バスの乗り方（チラシ裏、別紙）</li> <li>⑩運賃情報（チラシ裏、別紙）</li> <li>⑪乗車券制度（チラシ裏、別紙）</li> </ul> <p>【寝屋川市の近隣市：全9市】 守口市、門真市、枚方市、四條畷市、大東市 交野市、高槻市、茨木市、摂津市</p> <p>「寝屋川市バスマップ」の発信手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①交通拠点・交通結節点にて配布（チラシ）</li> <li>②主要な観光地にて配布（チラシ）</li> <li>③主要な公共施設にて配布（チラシ）</li> <li>④PCで閲覧可（HPデータ）</li> <li>⑤携帯電話・スマートフォンで閲覧可（HPデータ）</li> <li>⑥タブレット端末で閲覧可（HPデータ）</li> <li>⑦SNSで閲覧可（SNSデータ）</li> <li>⑧転入者への配布</li> </ul> <p>※併せてwi-fiなど通信施設の強化も必要となる</p>  <p>出典:NPO法人 ひらかた環境ネットワーク会議</p>														
<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td colspan="2">&lt;方針2&gt;公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td colspan="2">④公共交通の利便性向上</td></tr> <tr> <td>施策④-3</td><td colspan="2">バスマップの作成・配布</td></tr> </table>		基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上		方向性	④公共交通の利便性向上		施策④-3	バスマップの作成・配布					
基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上													
方向性	④公共交通の利便性向上													
施策④-3	バスマップの作成・配布													
<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td colspan="2">わかりやすいバス路線の周知</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>本市の目指すまちの姿</td><td>区分</td><td>新規</td></tr> <tr> <td>実施予定期</td><td colspan="2">平成31(2019)年度～令和6(2024)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td colspan="2">行政、交通事業者</td></tr> </table>		目的	わかりやすいバス路線の周知		着眼点	本市の目指すまちの姿	区分	新規	実施予定期	平成31(2019)年度～令和6(2024)年度		事業主体	行政、交通事業者	
目的	わかりやすいバス路線の周知													
着眼点	本市の目指すまちの姿	区分	新規											
実施予定期	平成31(2019)年度～令和6(2024)年度													
事業主体	行政、交通事業者													
<p><b>内 容</b> 周辺市と連携したバス路線が一目でわかるような『バスマップ』を作成し、バスの利用促進を図ります。</p> <p>現状、京阪バスではバス情報を「管内路線図」「時刻表」等で情報提供されています。それらをベースに寝屋川市民や来訪者など誰もがより見やすく、使いやすく、親しみやすさを感じとれる『寝屋川市の地図をベースとしたバスマップ』の作成を行い、市内の交通拠点・交通結節点、主要な観光地、主要な公共施設などで配布します。また、主に近隣市などとバスマップの構成を統一にしておくことは、利用者側にとっての見やすさ、使いやすさに繋がると想定されることから、近隣市関係者やバス事業者などとも連携を取りながらバスマップの作成に取り組むことが重要となります。</p> <p>「寝屋川市バスマップ」に記載する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①親しみやすさを感じとれる寝屋川市の地図</li> <li>②全バス停 ※右図：□など</li> <li>③全バス路線図 ※右図：—など</li> <li>④バス系統NO ※右図：○など</li> <li>⑤交通拠点・交通結節点 ※右図：■など</li> <li>⑥主要な観光地 ※右図：■など</li> <li>⑦主要な公共施設 ※右図：■など</li> <li>⑧バス時刻表（チラシ裏、別紙）</li> <li>⑨バスの乗り方（チラシ裏、別紙）</li> <li>⑩運賃情報（チラシ裏、別紙）</li> <li>⑪乗車券制度（チラシ裏、別紙）</li> </ul> <p>【寝屋川市の近隣市：全9市】 守口市、門真市、枚方市、四條畷市、大東市 交野市、高槻市、茨木市、摂津市</p> <p>「寝屋川市バスマップ」の発信手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①交通拠点・交通結節点にて配布（チラシ）</li> <li>②主要な観光地にて配布（チラシ）</li> <li>③主要な公共施設にて配布（チラシ）</li> <li>④PCで閲覧可（HPデータ）</li> <li>⑤携帯電話・スマートフォンで閲覧可（HPデータ）</li> <li>⑥タブレット端末で閲覧可（HPデータ）</li> <li>⑦SNSで閲覧可（SNSデータ）</li> <li>⑧転入者への配布</li> </ul> <p>※併せてwi-fiなど通信施設の強化も必要となる</p>  <p>出典:NPO法人 ひらかた環境ネットワーク会議</p>														

## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ 51

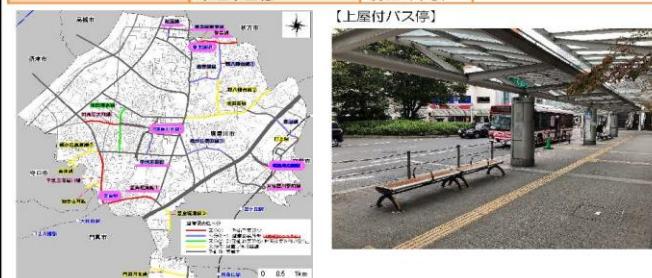
## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ 52

変更前		変更後																					
<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td>＜方針2＞公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td>⑤公共交通利用者への経済的インセンティブの付与</td></tr> <tr> <td>施策⑤-2</td><td>提携店舗や施設での割引やポイント制度の検討</td></tr> </table>		基本方針	＜方針2＞公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上	方向性	⑤公共交通利用者への経済的インセンティブの付与	施策⑤-2	提携店舗や施設での割引やポイント制度の検討	<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td>＜方針2＞公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td>⑤公共交通利用者への経済的インセンティブの付与</td></tr> <tr> <td>施策⑤-2</td><td>提携店舗や施設での割引やポイント制度の検討</td></tr> </table>		基本方針	＜方針2＞公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上	方向性	⑤公共交通利用者への経済的インセンティブの付与	施策⑤-2	提携店舗や施設での割引やポイント制度の検討								
基本方針	＜方針2＞公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上																						
方向性	⑤公共交通利用者への経済的インセンティブの付与																						
施策⑤-2	提携店舗や施設での割引やポイント制度の検討																						
基本方針	＜方針2＞公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上																						
方向性	⑤公共交通利用者への経済的インセンティブの付与																						
施策⑤-2	提携店舗や施設での割引やポイント制度の検討																						
<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td>地域の大規模商業施設などとの連携を図り、公共交通や施設の利用向上を促進</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿</td></tr> <tr> <td>区分</td><td>新規</td></tr> <tr> <td>実施予定期</td><td>平成31(2019)年度～平成35(2023)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>行政、交通事業者、市民(企業)</td></tr> </table>		目的	地域の大規模商業施設などとの連携を図り、公共交通や施設の利用向上を促進	着眼点	市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿	区分	新規	実施予定期	平成31(2019)年度～平成35(2023)年度	事業主体	行政、交通事業者、市民(企業)	<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td>地域の大規模商業施設などとの連携を図り、公共交通や施設の利用向上を促進</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿</td></tr> <tr> <td>区分</td><td>新規</td></tr> <tr> <td>実施予定期</td><td>平成31(2019)年度～令和6(2024)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>行政、交通事業者、市民(企業)</td></tr> </table>		目的	地域の大規模商業施設などとの連携を図り、公共交通や施設の利用向上を促進	着眼点	市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿	区分	新規	実施予定期	平成31(2019)年度～令和6(2024)年度	事業主体	行政、交通事業者、市民(企業)
目的	地域の大規模商業施設などとの連携を図り、公共交通や施設の利用向上を促進																						
着眼点	市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿																						
区分	新規																						
実施予定期	平成31(2019)年度～平成35(2023)年度																						
事業主体	行政、交通事業者、市民(企業)																						
目的	地域の大規模商業施設などとの連携を図り、公共交通や施設の利用向上を促進																						
着眼点	市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿																						
区分	新規																						
実施予定期	平成31(2019)年度～令和6(2024)年度																						
事業主体	行政、交通事業者、市民(企業)																						
<p><b>内 容</b></p> <p>寝屋川市周辺における商業施設と提携した「公共交通を利用した場合の割引や来店ポイント2倍」等の施策を検討します。</p> <p>本市及び周辺には大規模な商業施設が立地している。また、平成29(2017)年に実施した「公共交通に関する市民アンケート調査」結果では、バスでアクセスしたい行先の上位に商業施設が入っています。</p> <p>今後、これら商業施設と連携し、往復に公共交通を利用すると、商品購入や飲食時の料金割引、ポイント増等の経済的インセンティブが受けられる仕組みを検討し、公共交通及び商業施設利用の促進を図ります。</p> <p>【電車＆ショッピング】 (京阪電車＆京阪百貨店守口店)</p> <p>【グリーンスコア(イオンモール四條畷)】</p> <p>イオンモール四條畷のエコで おトクなご来店ポイント!</p> <p>実施内容</p> <p>交通系ICカードを使ってイオンモール四條畷に来店し、館内の専用端末にICカードをタッチするとグリーンスコア50Pをプレゼント</p> <p>ご利用できるICカード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICOCA</li> <li>PiTaPa</li> <li>その他、相互利用が可能な交通系ICカード</li> </ul> <p>対象交通機関</p> <p>京阪バス</p> <p>*グリーンスコアとは・・・京阪バスやイオンモール四條畷で利用できるポイント</p> <p>出典：イオンモール四條畷HP</p> <p>【寝屋川市及び周辺の大規模商業施設分布】 (京阪電車＆京阪百貨店守口店)</p>	<p><b>内 容</b></p> <p>寝屋川市周辺における商業施設と提携した「公共交通を利用した場合の割引や来店ポイント2倍」等の施策を検討します。</p> <p>本市及び周辺には大規模な商業施設が立地している。また、平成29(2017)年に実施した「公共交通に関する市民アンケート調査」結果では、バスでアクセスしたい行先の上位に商業施設が入っています。</p> <p>今後、これら商業施設と連携し、往復に公共交通を利用すると、商品購入や飲食時の料金割引、ポイント増等の経済的インセンティブが受けられる仕組みを検討し、公共交通及び商業施設利用の促進を図ります。</p> <p>【電車＆ショッピング】 (京阪電車＆京阪百貨店守口店)</p> <p>【グリーンスコア(イオンモール四條畷)】</p> <p>イオンモール四條畷のエコで おトクなご来店ポイント!</p> <p>実施内容</p> <p>交通系ICカードを使ってイオンモール四條畷に来店し、館内の専用端末にICカードをタッチするとグリーンスコア50Pをプレゼント</p> <p>ご利用できるICカード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICOCA</li> <li>PiTaPa</li> <li>その他、相互利用が可能な交通系ICカード</li> </ul> <p>対象交通機関</p> <p>京阪バス</p> <p>*グリーンスコアとは・・・京阪バスやイオンモール四條畷で利用できるポイント</p> <p>出典：イオンモール四條畷HP</p> <p>【寝屋川市及び周辺の大規模商業施設分布】 (京阪電車＆京阪百貨店守口店)</p> <p>出典：寝屋川市立地適正化計画</p>																						

## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ 53

変更前		変更後																																							
<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td>＜方針2＞公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td>⑥その他利便性向上に資する拠点・道路等の整備・改良</td></tr> <tr> <td>施策⑥-1</td><td>鉄道駅周辺の整備</td></tr> </table>		基本方針	＜方針2＞公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上	方向性	⑥その他利便性向上に資する拠点・道路等の整備・改良	施策⑥-1	鉄道駅周辺の整備	<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td><td>＜方針2＞公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td>⑥その他利便性向上に資する拠点・道路等の整備・改良</td></tr> <tr> <td>施策⑥-1</td><td>鉄道駅周辺の整備</td></tr> </table>		基本方針	＜方針2＞公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上	方向性	⑥その他利便性向上に資する拠点・道路等の整備・改良	施策⑥-1	鉄道駅周辺の整備																										
基本方針	＜方針2＞公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上																																								
方向性	⑥その他利便性向上に資する拠点・道路等の整備・改良																																								
施策⑥-1	鉄道駅周辺の整備																																								
基本方針	＜方針2＞公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上																																								
方向性	⑥その他利便性向上に資する拠点・道路等の整備・改良																																								
施策⑥-1	鉄道駅周辺の整備																																								
<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td>鉄道駅周辺の整備による公共交通の利便性を向上</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿</td></tr> <tr> <td>区分</td><td>新規</td></tr> <tr> <td>実施予定時期</td><td>平成33(2021)年度～平成35(2023)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>行政</td></tr> </table>		目的	鉄道駅周辺の整備による公共交通の利便性を向上	着眼点	市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿	区分	新規	実施予定時期	平成33(2021)年度～平成35(2023)年度	事業主体	行政	<table border="1"> <tr> <td>目的</td><td>鉄道駅周辺の整備による公共交通の利便性を向上</td></tr> <tr> <td>着眼点</td><td>市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿</td></tr> <tr> <td>区分</td><td>新規</td></tr> <tr> <td>実施予定時期</td><td>令和3(2021)年度～令和6(2024)年度</td></tr> <tr> <td>事業主体</td><td>行政</td></tr> </table>		目的	鉄道駅周辺の整備による公共交通の利便性を向上	着眼点	市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿	区分	新規	実施予定時期	令和3(2021)年度～令和6(2024)年度	事業主体	行政																		
目的	鉄道駅周辺の整備による公共交通の利便性を向上																																								
着眼点	市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿																																								
区分	新規																																								
実施予定時期	平成33(2021)年度～平成35(2023)年度																																								
事業主体	行政																																								
目的	鉄道駅周辺の整備による公共交通の利便性を向上																																								
着眼点	市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿																																								
区分	新規																																								
実施予定時期	令和3(2021)年度～令和6(2024)年度																																								
事業主体	行政																																								
<p><b>内 容</b></p> <p>市内4駅（京阪：萱島・寝屋川市・香里園、JR：寝屋川公園）へのアクセス向上を目的とした道路整備やこれら駅にバス待機のベンチを設けることによりバス利用者の利便性の向上を図ります。</p> <p>現在本市では、寝屋川市駅をはじめとする鉄道駅を中心としたバス路線網に対して、駅周辺地域における都市計画道路の整備が遅れている状況にあります。</p> <p>このため、『寝屋川市都市計画道路整備方針』で示しているように、「駅につながる道路」として鉄道各駅へのバスによるアクセス向上を図る上でも、道路整備が必要です。また、鉄道とバスとの乗り継ぎ拠点となる駅のバス停留所には、ベンチや上屋を設置することによりバスの待ち合い環境を改善し、バスの利便性を向上し利用しやすい交通手段とするとともに、交通結節点としての機能向上を図ります。</p> <p>【寝屋川市都市計画道路整備方針における整備区分等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備における考え方</th> <th>都市計画道路路線名</th> <th>接続駅</th> <th>整備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">駅につながる道路としての整備を促進する。</td> <td>対馬江大利線</td> <td>寝屋川市駅</td> <td rowspan="3">区分① 整備重要路線</td> </tr> <tr> <td>東寝屋川駅前線</td> <td>寝屋川公園駅</td> </tr> <tr> <td>旧 萱島堀溝線① 現 萱島譲良線</td> <td>萱島駅</td> </tr> <tr> <td>香里線</td> <td>香里園駅</td> <td rowspan="3">区分②-1 整備必要路線</td> </tr> <tr> <td>香里園駅東線</td> <td>香里園駅</td> </tr> <tr> <td>松屋線 平池木田線</td> <td>香里園駅 寝屋川市駅</td> </tr> </tbody> </table> <p>【上屋付バス停】</p> 		整備における考え方	都市計画道路路線名	接続駅	整備区分	駅につながる道路としての整備を促進する。	対馬江大利線	寝屋川市駅	区分① 整備重要路線	東寝屋川駅前線	寝屋川公園駅	旧 萱島堀溝線① 現 萱島譲良線	萱島駅	香里線	香里園駅	区分②-1 整備必要路線	香里園駅東線	香里園駅	松屋線 平池木田線	香里園駅 寝屋川市駅	<p><b>内 容</b></p> <p>市内4駅（京阪：萱島・寝屋川市・香里園、JR：寝屋川公園）へのアクセス向上を目的とした道路整備やこれら駅にバス待機のベンチを設けることによりバス利用者の利便性の向上を図ります。</p> <p>現在本市では、寝屋川市駅をはじめとする鉄道駅を中心としたバス路線網に対して、駅周辺地域における都市計画道路の整備が遅れている状況にあります。</p> <p>このため、『寝屋川市都市計画道路整備方針』で示しているように、「駅につながる道路」として鉄道各駅へのバスによるアクセス向上を図る上でも、道路整備が必要です。また、鉄道とバスとの乗り継ぎ拠点となる駅のバス停留所には、ベンチや上屋を設置することによりバスの待ち合い環境を改善し、バスの利便性を向上し利用しやすい交通手段とするとともに、交通結節点としての機能向上を図ります。</p> <p>【寝屋川市都市計画道路整備方針における整備区分等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備における考え方</th> <th>都市計画道路路線名</th> <th>接続駅</th> <th>整備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">駅につながる道路としての整備を促進する。</td> <td>対馬江大利線</td> <td>寝屋川市駅</td> <td rowspan="3">区分① 整備重要路線</td> </tr> <tr> <td>東寝屋川駅前線</td> <td>寝屋川公園駅</td> </tr> <tr> <td>旧 萱島堀溝線① 現 萱島譲良線</td> <td>萱島駅</td> </tr> <tr> <td>香里線</td> <td>香里園駅</td> <td rowspan="3">区分②-1 整備必要路線</td> </tr> <tr> <td>香里園駅東線</td> <td>香里園駅</td> </tr> <tr> <td>松屋線 平池木田線</td> <td>香里園駅 寝屋川市駅</td> </tr> </tbody> </table> <p>【上屋付バス停】</p> 		整備における考え方	都市計画道路路線名	接続駅	整備区分	駅につながる道路としての整備を促進する。	対馬江大利線	寝屋川市駅	区分① 整備重要路線	東寝屋川駅前線	寝屋川公園駅	旧 萱島堀溝線① 現 萱島譲良線	萱島駅	香里線	香里園駅	区分②-1 整備必要路線	香里園駅東線	香里園駅	松屋線 平池木田線	香里園駅 寝屋川市駅
整備における考え方	都市計画道路路線名	接続駅	整備区分																																						
駅につながる道路としての整備を促進する。	対馬江大利線	寝屋川市駅	区分① 整備重要路線																																						
	東寝屋川駅前線	寝屋川公園駅																																							
	旧 萱島堀溝線① 現 萱島譲良線	萱島駅																																							
	香里線	香里園駅	区分②-1 整備必要路線																																						
	香里園駅東線	香里園駅																																							
	松屋線 平池木田線	香里園駅 寝屋川市駅																																							
整備における考え方	都市計画道路路線名	接続駅	整備区分																																						
駅につながる道路としての整備を促進する。	対馬江大利線	寝屋川市駅	区分① 整備重要路線																																						
	東寝屋川駅前線	寝屋川公園駅																																							
	旧 萱島堀溝線① 現 萱島譲良線	萱島駅																																							
	香里線	香里園駅	区分②-1 整備必要路線																																						
	香里園駅東線	香里園駅																																							
	松屋線 平池木田線	香里園駅 寝屋川市駅																																							
<p>- 53 -</p>		<p>- 53 -</p>																																							

## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

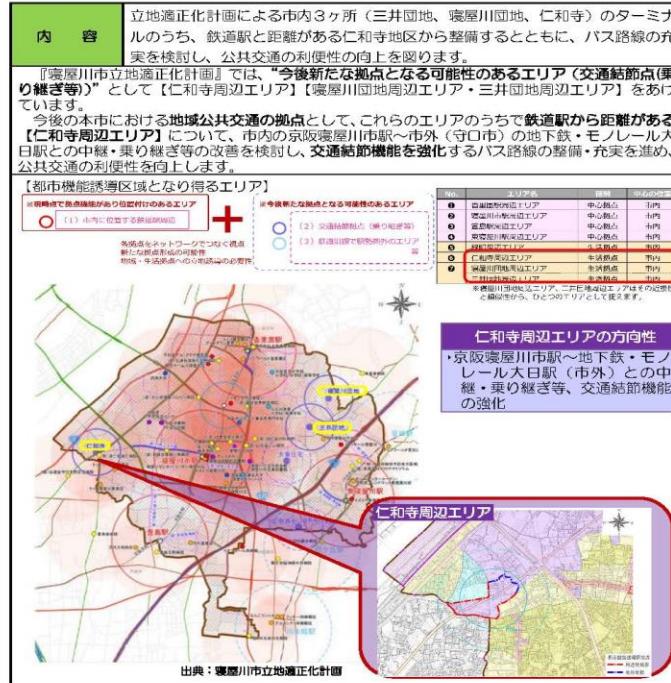
ページ 54

変更前

変更後

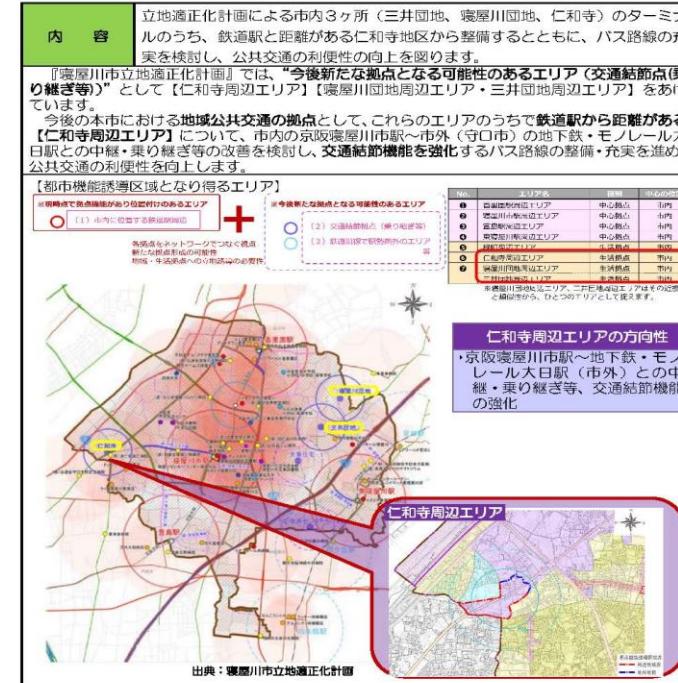
基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上	
方向性	⑥その他利便性向上に資する拠点・道路等の整備・改良	
施策⑥-2	ターミナル等周辺の整備	

目的	ターミナル周辺等の整備による公共交通の利便性を向上	
着眼点	市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿	区分 新規
実施予定期	平成 33(2021)年度～平成 35(2023)年度	
事業主体	行政・交通事業者	



基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上	
方向性	⑥その他利便性向上に資する拠点・道路等の整備・改良	
施策⑥-2	ターミナル等周辺の整備	

目的	ターミナル周辺等の整備による公共交通の利便性を向上	
着眼点	市民等のニーズ・本市の目指すまちの姿	区分 新規
実施予定期	令和3(2021)年度～令和6(2024)年度	
事業主体	行政・交通事業者	



## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ 55

変更前

変更後

基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上		
方 向 性	⑥その他利便性向上に資する拠点・道路等の整備・改良		
施策⑥-3	都市計画道路の整備		

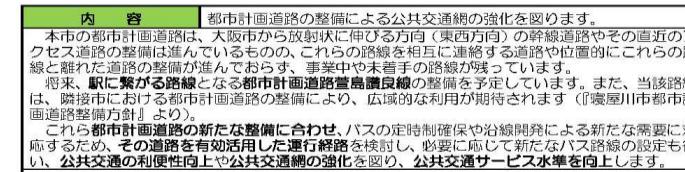
目的	都市計画道路の整備による公共交通道路ネットワークの強化		
着眼点	本市の目指すまちの姿	区分	新規
実施予定期	平成 31(2019)年度～平成 35(2023)年度		
事業主体	行政		



- 55 -

基本方針	<方針2>公共交通サービスの更なる充実・利便性の向上		
方 向 性	⑥その他利便性向上に資する拠点・道路等の整備・改良		
施策⑥-3	都市計画道路の整備		

目的	都市計画道路の整備による公共交通道路ネットワークの強化		
着眼点	本市の目指すまちの姿	区分	新規
実施予定期	平成 31(2019)年度～令和 6(2024)年度		
事業主体	行政		



- 55 -

## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ 59

### 変更前

#### 7.4 計画達成の評価と検証方法

将来像である「だれもが安心・気軽に利用できる公共交通ネットワークの実現」に向け、計画の達成状況を評価するための評価指標および目標値を以下のとおり設定します。

目標	評価指標	現状	目標値	評価の概要	
				データ収集方法	時期
公共交通利用者数・公共交通分担率の維持	路線バスの1日平均乗降者数	47.7千人[H28(2016)]	(46.6千人 <sup>※1</sup> ) 47.7千人[H33(2021)]	交通事業者提供データ	毎年
	タウンくる木屋ルートの1日平均乗降客数	137人[H29(2017)]	(134人 <sup>※1</sup> ) 137人[H34(2022)]	交通事業者提供データ	毎年
	タウンくる木田・河北ルートの1日平均乗降客数	234人[H29(2017)]	(228人 <sup>※1</sup> ) 234人[H34(2022)]	交通事業者提供データ	毎年
	タウンくる黒原ルートの1日平均乗降客数	344人[H29(2017)]	(335人 <sup>※1</sup> ) 344人[H34(2022)]	交通事業者提供データ	毎年
	鉄道4駅の乗降客数	15,44万人[H28(2016)]	(15,08万人 <sup>※1</sup> ) 15,44万人[H33(2021)]	交通事業者提供データ	毎年
	公共交通分担率	20.4%[H22(2010)]	20.4%[H32(2020)]	パーソントリップ調査 <sup>※4</sup>	計画最終年
公共交通サービスに対する満足度向上	バス利便性に対する満足度	38.2%[H29(2017)]	43.2%[H34(2022)]	アンケート調査 <sup>※2</sup>	計画最終年
	鉄道利便性に対する満足度	66.6%[H29(2017)]	70.0%[H34(2022)]	アンケート調査 <sup>※2</sup>	計画最終年
高齢者の移動支援や公共交通利用促進	高齢者の「ほぼ毎日外出する人」の割合	43.6%[H29(2017)]	48.6%[H34(2022)]	アンケート調査 <sup>※2</sup>	計画最終年
	高齢者の運転免許自主返納者の割合	3.28%[H29(2017)]	5.68% <sup>※3</sup> [H34(2022)]	交通管理者提供データ	毎年

※1：人口ビジョンにおける人口減少を考慮した推計値(P.6を参照)

※2：公共交通に関するアンケートで平成29(2017)年度に実施

※3：自主返納者数は平成30(2018)年8月時点のものであり、目標値は市独自推計による

※4：パーソントリップ調査は、1日の人の動きを把握するためのアンケート調査(P.19を参照)

### 変更後

#### 7.4 計画達成の評価と検証方法

将来像である「だれもが安心・気軽に利用できる公共交通ネットワークの実現」に向け、計画の達成状況を評価するための評価指標および目標値を以下のとおり設定します。

目標	評価指標	現状	目標値	評価の概要	
				データ収集方法	時期
公共交通利用者数・公共交通分担率の維持	路線バスの1日平均乗降者数	47.7千人[H28(2016)]	(46.6千人 <sup>※1</sup> ) 47.7千人[R4(2022)]	交通事業者提供データ	毎年
	タウンくる木屋ルートの1日平均乗降客数	137人[H29(2017)]	(134人 <sup>※1</sup> ) 137人[R5(2023)]	交通事業者提供データ	毎年
	タウンくる木田・河北ルートの1日平均乗降客数	234人[H29(2017)]	(228人 <sup>※1</sup> ) 234人[R5(2023)]	交通事業者提供データ	毎年
	タウンくる黒原ルートの1日平均乗降客数	344人[H29(2017)]	(335人 <sup>※1</sup> ) 344人[R5(2023)]	交通事業者提供データ	毎年
	鉄道4駅の乗降客数	15,44万人[H28(2016)]	(15,08万人 <sup>※1</sup> ) 15,44万人[R4(2022)]	交通事業者提供データ	毎年
	公共交通分担率	20.4%[H22(2010)]	20.4%[H22(2024)]	パーソントリップ調査 <sup>※4</sup>	計画最終年
公共交通サービスに対する満足度向上	バス利便性に対する満足度	38.2%[H29(2017)]	42.2%[R6(2024)]	アンケート調査 <sup>※2</sup>	計画最終年
	鉄道利便性に対する満足度	66.6%[H29(2017)]	70.0%[R6(2024)]	アンケート調査 <sup>※2</sup>	計画最終年
高齢者の移動支援や公共交通利用促進	高齢者の「ほぼ毎日外出する人」の割合	43.6%[H29(2017)]	48.6%[R6(2024)]	アンケート調査 <sup>※2</sup>	計画最終年
	高齢者の運転免許自主返納者の割合	3.28%[H29(2017)]	5.68%[R5(2023)]	交通管理者提供データ	毎年

※1：人口ビジョンにおける人口減少を考慮した推計値(P.6を参照)

※2：公共交通に関するアンケートで平成29(2017)年度に実施

※3：自主返納者数は平成30(2018)年8月時点のものであり、目標値は市独自推計による

※4：パーソントリップ調査は、1日の人の動きを把握するためのアンケート調査(P.19を参照)

## 寝屋川市地域公共交通網形成計画の計画の変更について（新旧対照表）

ページ	裏表紙	変更前	変更後
		<p>寝屋川市地域公共交通網形成計画</p> <p>寝屋川市 まち建設部 道路交通課</p> <p>住所：〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号</p> <p>T E L : 072-825-2384（直通） F A X : 072-825-2633</p> <p><a href="http://www.city.neyagawa.osaka.jp">http://www.city.neyagawa.osaka.jp</a></p> <p>平成31(2019)年3月</p> <p>この冊子は、200部作成し、一部当たりの印刷単価は2,752円です。</p> 	<p>寝屋川市地域公共交通網形成計画</p> <p>寝屋川市 <b>まちづくり推進部 交通政策課</b></p> <p>住所：〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号</p> <p>T E L : <b>072-813-1207</b>（直通） F A X : <b>072-825-2618</b></p> <p><a href="http://www.city.neyagawa.osaka.jp">http://www.city.neyagawa.osaka.jp</a></p> <p>令和6(2024)年3月</p> <p>この冊子は、200部作成し、一部当たりの印刷単価は2,752円です。</p> 